

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 025 円 支出年月日 平成 30 年 6 月 1 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 床 田 正 勝
支 出 内 容 防災に関する研修会参加にかかる宿泊費	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

別紙のとおり

お客様の領収書



自民党大阪市議員団 大阪市議員 床田正勝
大阪市東淀川区東淡路2-17-13

エクスぺディア旅程番号: XXXXXXXXXX

ホテル

ホテルサンルート川崎

2-11-17 Isago Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa-ken, 210-0006 日本

チェックイン: 2018/5/31

チェックアウト: 2018/6/1

宿泊日数: 1

部屋タイプ: エコノミーダブルルーム 禁煙

部屋数: 1

客室料金:

¥9,025

税およびサービス料*:

込み

お支払い済みの合計料金:

¥9,025

AAE Travel Pte. Ltd.

8 Marina Boulevard

#05-02, Marina Bay Financial Centre Tower 1

Singapore 018981

予約日: 2018/5/21

領収書発行日: 2018/6/1

領収書等添付一覧

(平成30年度)

費 目 名	資料購入費			
年 月 日	支出内容	支 出	備 考	整理番号
H30.4.25	読売新聞代(4月分)	3,085 円		
H30.4.27	大阪日日新聞代(4月分)	2,050 円		
H30.4.27	産経新聞代(4月分)	4,037 円		
H30.5.25	読売新聞代(5月分)	3,085 円		
H30.5.25	大阪日日新聞代(5月分)	2,050 円		
H30.5.29	産経新聞代(5月分)	4,037 円		
H30.6.26	産経新聞代(6月分)	4,037 円		
H30.6.27	大阪日日新聞代(6月分)	2,050 円		
H30.6.28	読売新聞代(6月分)	3,085 円		
H30.7.2	書籍代	6,318 円	按分率 50 %	
H30.7.27	大阪日日新聞代(7月分)	2,050 円		
H30.7.27	読売新聞代(7月分)	3,085 円		
H30.7.30	産経新聞代(7月分)	4,037 円		
H30.8.27	大阪日日新聞代(8月分)	2,050 円		
H30.8.27	読売新聞代(8月分)	3,085 円		
H30.8.28	産経新聞代(8月分)	4,037 円		
H30.9.25	大阪日日新聞代(9月分)	2,050 円		
H30.9.25	読売新聞代(9月分)	3,085 円		
H30.10.3	産経新聞代(9月分)	4,037 円		
H30.10.26	産経新聞代(10月分)	4,037 円		
H30.10.29	大阪日日新聞代(10月分)	2,050 円		
H30.10.29	読売新聞代(10月分)	3,085 円		
H30.11.26	大阪日日新聞代(11月分)	2,050 円		
H30.11.26	産経新聞代(11月分)	4,037 円		
H30.11.29	読売新聞代(11月分)	3,085 円		
H30.12.21	産経新聞代(12月分)	4,037 円		
H30.12.25	読売新聞代(12月分)	3,085 円		
H31.1.25	読売新聞代(1月分)	3,400 円		
H31.1.28	産経新聞代(1月分)	4,037 円		
H31.2.26	読売新聞代(2月分)	3,400 円		
H31.2.26	産経新聞代(2月分)	4,037 円		

H31.3.25	産経新聞代(3月分)	4,037 円		
H31.3.27	読売新聞代(3月分)	3,400 円		
合 計		109,127 円		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			3,085 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 4 月 25 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC 領収書

区域007 全戸0011 お問合せNo

お名前 床田 正勝 様
東淡路2丁目17-13

30 年 4 月分

領収日 30 年 4 月 25 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,037	952
2			
3			
合 計		3,085 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。読売センター淡路 TEL 06-6323-3333
東淀川区淡路5丁目5番2号

領収印

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,050 円
	支出年月日 平成 30 年 4 月 27 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 大阪日日新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 4 月分	領 収 証		照会No. _____
東淡路2丁目17-13 床田 正勝 様			
記 柄	部 数	金 額	合 計
大阪日日新聞	1	2050	2,050 円
			上記金額を領収しました。 4/27
毎日新聞 淡路販売所 スポニッペン 東淀川区西淡路5丁目20番18号		取 扱 店 デイリースポーツ 株 式 市 場 毎日小学生新聞 毎日ウィークリー サンデー毎日 釣りニュース	
「ひろげよう毎日の輪！」キャンペーン実施 中！！詳しくは販売所まで			
毎 度 ご 愛 読 あ り が と う ご ざ い ま す 。			

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4, 0 3 7 円
	支出年月日 平成 3 0 年 4 月 2 7 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年04月分 東淀川区東淡路2丁目17-13	産経新聞 領 収 証	No. XXXXXXXXXX						
床田 正勝 様	お知らせ 領収日 2018年4月27日							
<table border="1"> <tr> <th>品 名</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>セット</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> </table>	品 名	部	金 額	セット	1	4,037	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。	
品 名	部	金 額						
セット	1	4,037						
合 計 (内消費税等)	¥ 4,037 (¥299)	産経新聞 淡路専売所 〒532-0011 淀川区西中島2-4-17 TEL: 06-6301-6019						
	FAX: 06-6301-9481							

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,085 円 支出年月日 平成 30 年 5 月 25 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 読売新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC 領 収 書

区域007 全戸0011 お問合せNo

 お名前 床田 正勝 様
 東淡路2丁目17-13

30 年 5 月分

領収日 30 年 5 月 25 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,037	952
2			
3			
合 計		3,085 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。
 読売センター淡路
 東淀川区淡路5丁目5番2号

Tel 06-6323-3333



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,050 円
	支出年月日 平成 30 年 5 月 25 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 大阪日日新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 5 月分	領収証		照会No. []
東淡路2丁目17-13			
床田 正勝 様			
路	柄	部数	金額
大阪日日新聞		1	2050
			合計 2,050 円
			上記金額を領収しました。 5/25
毎日新聞 淡路販売所 0120-06-5950 スポーツニッポン 東淀川区西淡路5丁目20番18号 06-6322-5950			
クレジット払い・口座引き落としがどの銀行でもご利用になれます。			
毎度ご愛読ありがとうございます。			

取次紙
 デイリースポーツ
 株式市場
 毎日小学生新聞
 毎日ウィークリー
 サンデー毎日
 釣りニュース

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4, 037 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 5 月 29 日
支 出 内 容	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年05月分

東淀川区東淡路2丁目17-13

産経新聞

領 収 証

No. [REDACTED]

床田 正勝 様

品 名	部	金 額
セット	1	4,037
合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ

領収日 2018年 5月 29日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞 淡路専売所

〒532-0011

淀川区西中島2-4-17

TEL: 06-6301-6019

FAX: 06-6301-9481



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 平成 30 年 6 月 26 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年06月分

東淀川区東淡路2丁目17-13

新聞

領収証

No. [REDACTED]

床田 正勝 様

品名	部	金額
セット	1	4,037
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2018年6月26日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞 淡路専売所

〒532-0011

淀川区西中島2-4-17

TEL: 06-6301-6019

FAX: 06-6301-9481



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,050 円 支出年月日 平成 30 年 6 月 27 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 大阪日日新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 6 月分		領収証		照会No. []
東淡路2丁目17-13 床田 正勝 様				
銘	柄	部数	金額	合計
大阪日日新聞		1	2050	2,050 円
上記金額を領収しました。				6/27
毎日新聞 淡路販売所 ☎ 0120-06-5950 スポーツニッポン 東淀川区西淡路5丁目20番18号 ☎ 06-6322-5950				取扱紙 デイリースポーツ 株式市場 毎日小学生新聞 毎日ウィークリー サンデー毎日 釣りニュース
クレジット払い・口座引き落としがどの銀行でもご利用になれます。				
毎度ご愛読ありがとうございます。				

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
		3,085 円	
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成30年6月28日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC 領 収 書

区域007 全戸0011 お問合せNo

お名前 床田 正勝 様

東淡路2丁目17-13

30年 6月分

領収日30年6月28日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,037	952
2			
3			
合 計		3,085 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。読売センター淡路
東淀川区淡路5丁目5番2号

Tel 06-6323-3333



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 6, 318 円
	支出年月日 平成 30 年 7 月 2 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 書籍代 (住宅地図)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 <u>12,636</u> 円 按分率 <u>50</u> %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収証 3576-3368-0106 2018年7月2日
 0683221631 〒533-0023 大阪府大阪市東淀川区
 野田1丁目17-23
 領収金額(代金引換額) 12,636円
 の訂正はできません。
 商品金額を正に算出致しました。

客名 床田 正勝 様
 TEL. 06-6585-3321 〒550-0021
 大阪府大阪市西区
 川口3丁目3番9号
 株式会社セゾン 大阪営業所 様
 住宅地図など F18060017731
 0278-1
 ヤマトフィナンシャル株式会社
 TEL. 03-6671-8080

代金引換額(税込) 12,636円
 消費税等 936円
 現金 円
 商品代 円

印紙税申告納
 付につき京橋
 税務署承認済

送料一万円未満
 商品および代金の内容に関するお問い合わせは上記宛先までご連絡下さい。
 領収証照別・日付および担当は裏面に記載しております。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,050 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 7 月 27 日
支出内容 大阪日日新聞代	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 7 月分		領収証		照会No.
東淡路2丁目17-13 床田 正勝 様				
銘 大阪日日新聞	柄 	部数 1	金額 2050.	合計 2,050 円
上記金額を領収しました。				7/27
毎日新聞 淡路販売所 ☎ 0120-06-5950 スギツニッポン 東淀川区西淡路5丁目20番18号 ☎ 06-6322-5950				取 デイリースポーツ 株式市場 毎日小学生新聞 毎日ウィークリー サンデー毎日 釣りニュース
熱中症にご注意ください。水分補給、睡眠を しっかりとりましょう				
毎度ご愛読ありがとうございます。				

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		3,085 円	
		支出年月日	平成 30 年 7 月 27 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC[®] 領 収 書

区域007 全戸0011 お問合せNo. [REDACTED]

お名前 床田 正勝 様
東淡路2丁目17-13

30 年 7 月分

領収日 30 年 7 月 27 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,037	952
2			
3			
合 計		3,085 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。読売センター淡路 TEL 06-6323-3333
東淀川区淡路5丁目5番2号

領収印 [REDACTED]

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円
	支出年月日 平成30年7月30日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年07月分 **産経新聞** 領収証 No. XXXXXXXXXX
 東淀川区東淡路2丁目17-13

床田 正勝 様

品名	部	金額
セット	1	4,037
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2018年7月20日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞 淡路専売所
 〒532-0011 淀川区西中島2-4-17
 TEL: 06-6301-6019 FAX: 06-6301-9481

産経新聞
領収印
販売所

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,050 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 8 月 27 日
支出内容 大阪日日新聞代	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 8 月分	領収証	照会No. _____
東淡路2丁目17-13 床田 正勝 様		
銘 柄 部数 金額	合計	計
大阪日日新聞 1 2050	2,050 円	上記金額を領収しました。 8/27
毎日新聞 淡路販売所 0120-06-5950 スポニチ 東淀川区西淡路5丁目20番18号 ☎ 06-6322-5950		取扱紙 デイリースポーツ 株式市場 毎日小学生新聞 毎日ウィークリー サンデー毎日 釣りニュース
熱中症にご注意ください。水分補給、睡眠を しっかりとりましょう		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,085 円
	支出年月日 平成 30 年 8 月 27 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 読売新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC 領収書 区域007 全戸0011 お問合せNo. _____

お名前 床田 正勝 様
東淡路2丁目17-13

30 年 8 月分 領収日 30 年 8 月 27 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,037	952
2			
3			
合 計		3,085 円	

◇左記の通り領収しました

ご愛読ありがとうございます。転宅の場合はお早めに連絡下さい。

読売センター淡路 Tel.06-6323-3333
東淀川区淡路5丁目5番2号

領収印

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			4,037 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 8 月 28 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
産経新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年08月分

東淀川区東淡路2丁目17-13



領収証

No. _____

床田 正勝 様

品名	部	金額
セット	1	4,037
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2018年8月28日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
 産経新聞 淡路専売所
 〒532-0011
 淀川区西中島2-4-17
 TEL: 06-6301-6019

FAX: 06-6301-9481



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		2,050 円	
		支出年月日	平成 30 年 9 月 25 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容			
大阪日日新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 9 月分		領 収 証		照会No. []
東淡路2丁目17-13 床田 正勝 様				
銘	柄	部 数	金 額	合 計
大阪日日新聞		1	2050	2,050 円
				上記金額を領収しました。 9/25
毎日新聞 淡路販売所 0120-06-5950 スポーツニッポン 東淀川区西淡路5丁目20番18号 06-6322-5950 大阪日日新聞と日本経済新聞も取り扱い中				取 扱 店 デイリースポーツ 株 式 市 場 毎日小学生新聞 毎日ウィークリー サンデー毎日 釣りニュース
毎 度 ご 愛 読 あ り が と う ご ざ い ま す 。				

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3, 085 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 9 月 25 日
支 出 内 容 読売新聞代	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 領 収 書					区域 007 全戸 0011 お問合せ No. 
お名前 床田 正勝 様 東淡路2丁目17-13					
30年 9月分			領収日 30年 9月 25日		
1 2 3	銘 柄 読売新聞 セット	部 数 1	金 額 4,037	休・値引き 952	
◇左記の通り領収しました					
合 計			3,085 円		
ご愛読ありがとうございます。転宅の場合はお早めに連絡下さい。					
読売センター淡路 東淀川区淡路5丁目5番2号			TEL 06-6323-3333		
			領収印 		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 4,037 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成30年10月3日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
産経新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年09月分	産経新聞	領収証	No. [REDACTED]
東淀川区東淡路2丁目17-13			
床田 正勝 様			
銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日 2018年10月3日
セット	1	4,037	
合 計 (内消費税等)		¥4,037 (¥299)	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
産経新聞 淡路専売所			
〒532-0011 淀川区西中島2-4-17 TEL: 06-6301-6019		FAX: 06-6301-9481	産経新聞 領収印 販売所

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4, 037 円
	支出年月日 平成 30 年 10 月 26 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年10月分

東淀川区東淡路2丁目17-15



領収証

No. [REDACTED]

床田 正勝 様

品名	部	金額
セット	1	4,037
合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2018年10月26日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞 淡路専売所

〒532-0011

淀川区西中島2-4-17

TEL: 06-6301-6019

FAX: 06-6301-9481



整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			2,050 円
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	支出年月日
☐ 資料作成費	☒ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	平成 30 年 10 月 29 日
☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 事務所費	使用者
☐ 要請・陳情活動費			※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
大阪日日新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 10 月分 領収証 照会No. [REDACTED]

東淡路2丁目17-13
床田 正勝 様

銘	柄	部数	金額	台	計
大阪日日新聞		1	2050		2,050 円

上記金額を領収しました。
10/29

毎日新聞 淡路販売所 0120-06-5950
スポーツニッポン 東淀川区西淡路5丁目20番18号 06-6322-5950

クレジット払い・口座引き落としがどの銀行でもご利用になれます。

毎度ご愛読ありがとうございます。

取次
デイリースポーツ
株式会社 市場
毎日小学生新聞
毎日ウィークリー
サンデー毎日
釣りニュース

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,085 円
	支出年月日 平成 30 年 10 月 29 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 読売新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄


領 収 書

区域007 全戸0011 お問合せNo

 お名前 床田 正勝 様
 東淡路2丁目17-13

30 年 10 月分

領収日30年10月29日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,037	952
2			
3			
合 計		3,085 円	

◇左記の通り
領収しました
 ご愛読ありがとうございます。転
 宅の場合はお早めに連絡下さい。

 読売センター淡路 Tel.06-6323-3333
 東淀川区淡路5丁目5番2号

 領収
 印

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,050 円 支出年月日 平成 30 年 11 月 26 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 大阪日日新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

30 年 11 月分		領収証		照会No. []
東淡路2丁目17-13				
床田 正勝 様				
品名	部数	金額	合計	
大阪日日新聞	1	2050	2,050 円	
			上記金額を領収しました。 11/26	
毎日新聞 淡路販売所 ☎0120-06-5950 スポーツニッポン 東淡川区西淡路5丁目20番18号 ☎06-6322-5950				
毎度有難うございます12月は早い目に集金 させていただきます				
毎度ご愛読ありがとうございます。				

取次紙
 デイリースポーツ
 株式市場
 毎日小学生新聞
 毎日ウィークリー
 サンデー毎日
 釣りニュース

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 4,037 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日 平成30年11月26日	
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 産経新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年11月分		領収証		No. [REDACTED]
東淀川区東淡路2丁目17-13				
床田 正勝 様				
品名	部	金額	お知らせ 領収日 2018年11月26日	
セット	1	4,037	毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。	
合計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)		
産経新聞 淡路専売所				
〒532-0011 淀川区西中島2-4-17		FAX: 06-6301-9481		
TEL: 06-6301-6019				

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		3,085 円	
		支出年月日	平成 30 年 11 月 29 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC 領収書		区域007	金戸0011	お問合せNo. 
お名前 床田 正勝 様				
東淡路2丁目17-13				
30 年 11 月分		領収日 30 年 11 月 29 日		
銘 柄	部 数	金 額	休・値引き	◇左記の通り 領収しました
1 読売新聞 セット	1	4,037	952	
2				
3				
合 計		3,085 円		
ご愛読ありがとうございます。転宅の場合はお早めに連絡下さい。				
読売センター淡路 東淀川区淡路5丁目5番2号		TEL 06-6323-3333		領収印 

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 平成30年12月21日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2018年12月分 **産経新聞** 領収証 No. XXXXXXXXXX

東京都淀川区東淡路2丁目17-13

床田 正勝 様

品名	部	金額
セット	1	4,037
合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2018年12月21日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞 淡路専売所
〒532-0011
淀川区西中島2-4-17
TEL: 06-6301-8019 FAX: 06-6301-9481

産経新聞 領収印 販売所

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 3,085 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 12 月 25 日
支 出 内 容 読売新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 領 収 書		区域 007 全戸 0011 お問合せ No. _____																				
お名前 床田 正勝 様 東淡路2丁目17-13																						
30 年 12 月分		領収日 20 年 12 月 25 日																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> <th>休・値引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売新聞 セット</td> <td>1</td> <td>4,037</td> <td>952</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td colspan="2">3,085 円</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部 数	金 額	休・値引き	1 読売新聞 セット	1	4,037	952	2				3				合 計		3,085 円		◇左記の通り領収しました ご愛読ありがとうございます。転宅の場合はお早めに連絡下さい。	
銘 柄	部 数	金 額	休・値引き																			
1 読売新聞 セット	1	4,037	952																			
2																						
3																						
合 計		3,085 円																				
読売センター淡路 東淀川区淡路5丁目5番2号		TEL 06-6323-3333 領収印																				

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			3,400 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 31 年 1 月 25 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YCC 領 収 書

区域007 金戸0011 お問合せNo

お名前 床田 正勝 様
東淀路2丁目17-13

31 年 1 月分

領収日 31 年 1 月 25 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,400	1,000
2			
3			
合 計		3,400 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。読売センター淡路
東淀川区淡路5丁目5番2号

TEL 06-6323-3333

領収
印

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円
	支出年月日 平成 31 年 1 月 28 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 産経新聞代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2019年01月分 **産経新聞** 領収証 No. XXXXXXXXXX

東淀川区東淡路2丁目17-13

床田 正勝 様

品名	部	金額
セット	1	4,037
合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)

お知らせ 領収日 2019 年 1 月 28 日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞 淡路専売所
 〒632-0011
 淀川区西中島2-4-17
 TEL: 06-6301-6019 FAX: 06-6301-9481

産経新聞 領収印 販売所

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			3,400 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 31 年 2 月 26 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

YC 領収書

区域007 全戸0011 お問合せNo

お名前 床田 正勝 様
東淡路2丁目17-13

31 年 2 月分

領収日 31 年 2 月 26 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,400	1,000
2			
3			
合 計		3,400 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。読売センター淡路 Tel.06-6323-3333
東淀川区淡路5丁目5番2号領収
印

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 4, 0 3 7 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 3 1 年 2 月 2 6 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容			
産経新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2019年02月分 東淀川区東淡路2丁目17-13	領 収 証 No. [REDACTED]												
床田 正勝 様	お知らせ 領収日 H31 年 2 月 26 日												
<table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>セット</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>¥ 4,037</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内消費税等)</td> <td>(¥299)</td> </tr> </table>	銘 柄	部	金 額	セット	1	4,037	合 計		¥ 4,037	(内消費税等)		(¥299)	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
銘 柄	部	金 額											
セット	1	4,037											
合 計		¥ 4,037											
(内消費税等)		(¥299)											
 産経新聞 淡路専売所 〒532-0011 淀川区西中島2-4-17 TEL: 06-6301-6019	FAX: 06-6301-9481 												

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 31 年 3 月 25 日
支出内容 産経新聞代	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2019年03月分 東淀川区東淡路2丁目17-13	産経新聞 領収証 No. XXXXXXXXXX									
床田 正勝 様	お知らせ 領収日 3 / 年 3 月 25 日									
<table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>部</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>セット</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td>合 計 (内消費税等)</td> <td></td> <td>¥ 4,037 (¥299)</td> </tr> </table>	品名	部	金額	セット	1	4,037	合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
品名	部	金額								
セット	1	4,037								
合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)								
産経新聞 淡路専売所 〒532-0011 淀川区西中島2-4-17 TEL: 06-6301-6019	FAX: 06-6301-9481 									

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 3,400 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 31 年 3 月 27 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容			
読売新聞代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 書

区域007

全戸0011

お問合せNo

お名前 床田 正勝 様
東淡路2丁目17-13

31 年 3 月分

領収日 31 年 3 月 27 日

銘 柄	部 数	金 額	休・値引き
1 読売新聞 セット	1	4,400	1,000
2			
3			
合 計		3,400 円	

◇左記の通り
領収しましたご愛読ありがとうございます。転
宅の場合はお早めに連絡下さい。読売センター淡路
東淀川区淡路5丁目5番2号

TEL06-6323-3333

領収
印

領収書等添付一覧

(平成30年度)

費 目 名	広報・広聴費			
年 月 日	支出内容	支 出	備 考	整理番号
H30.4.19	広報紙ポスティング代	67,755 円		
H30.4.26	ホームページネット配信料・更新作業費(3月分)	9,828 円		
H30.4.27	広報紙新聞折込代	138,590 円		
H30.5.28	ホームページネット配信料・更新作業費(4月分)	9,828 円		
H30.6.27	ホームページネット配信料・更新作業費(5月分)	9,828 円		
H30.6.29	市政報告新聞印刷代	302,324 円		
H30.6.29	市政報告新聞新聞折込代	138,547 円		
H30.7.25	ホームページネット配信料・更新作業費(6月分)	9,828 円		
H30.8.28	ホームページネット配信料・更新作業費(7月分)	9,828 円		
H30.9.27	ホームページネット配信料・更新作業費(8月分)	9,828 円		
H30.10.31	ホームページネット配信料・更新作業費(9月分)	9,828 円		
H30.11.28	ホームページネット配信料・更新作業費(10月分)	9,828 円		
H30.12.20	市政報告紙印刷代	339,746 円		
H30.12.26	ホームページネット配信料・更新作業費(11月分)	9,828 円		
H30.12.27	市政報告紙印刷代	171,460 円		
H31.1.16	市政報告紙ポスティング代	62,027 円		
H31.1.28	ホームページネット配信料・更新作業費(12月分)	9,828 円		
H31.1.30	市政報告紙印刷代	341,010 円		
H31.1.31	市政報告紙折込代	126,962 円		
H31.2.3	市政報告紙折込代	126,962 円		
H31.2.25	市政報告紙印刷代	340,555 円		
H31.2.27	市政報告紙折込代	126,962 円		
H31.2.28	ホームページネット配信料・更新作業費(1月分)	9,828 円		
H31.3.25	市政報告紙折込代	190,443 円		
H31.3.25	市政報告紙折込代	126,962 円		
H31.3.27	ホームページネット配信料・更新作業費(2月分)	9,828 円		
H31.3.29	市政報告紙印刷代	363,744 円		
H31.3.29	市政報告紙印刷代	341,010 円		
合 計		3,422,995 円		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 67,755 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 4 月 19 日
支出内容 市政報告新聞第41号ポスティング代	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

自由民主党大阪市議員団 床田 正勝 様 No. _____

領 収 証

金額 ￥67,755

内訳
 現金 2018 年 4 月 19 日 上記正に領収いたしました
 小切手 /
 手形 /
 消費税額等(%) /

大阪市浪速区稲荷正7-11
 西岡ビル3階
 株式会社アイネックス

収入印紙 200

GR1617

大桐中学校に新校舎を建設し プール改築・給食室を整備します！



大阪市議員 床田正勝

ごあいさつ

大桐連合は、人口が年々増加し（並行して児童数も増加していき）大桐小学校の教室数が不足する問題に直面しました。地元とPTAの皆様と話し合い、長年大阪市に要望を行った結果、平成28年度末に小学校に校舎新築が実現し、平成29年3月25日に「北校舎竣工内覧会」が無事終了しました。

大桐中学校について教育委員会は「生徒数が増加すれば校舎の増築を検討」との方針でしたが、小学校と同じ課題に直面することは明らかであったため、大桐中学校の整備の要望を行ってきた結果、新校舎建設・プール改修・給食室の整備を実現する見通しとなりました。

つきましては、市政報告新聞を発行しご報告させていただきます。是非ともご一読を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

大阪市議員 床田正勝

経歴

144年 6月21日 東淡路生まれ
 第89代 大阪市会議員 床田健三 長男
 151年 養育所 聖愛園 卒園(1期生)
 157年 大阪市立東淡路小学校 卒業
 160年 追手門学院中学校 卒業
 163年 追手門学院高等学校 卒業
 174年 4年 帝京大学文学部史学科 卒業
 111年 自民党公認で大阪市会議員選挙に初当選以後
 連続5期当選
 26年 第111代 大阪市会議員に就任
 現在に至る

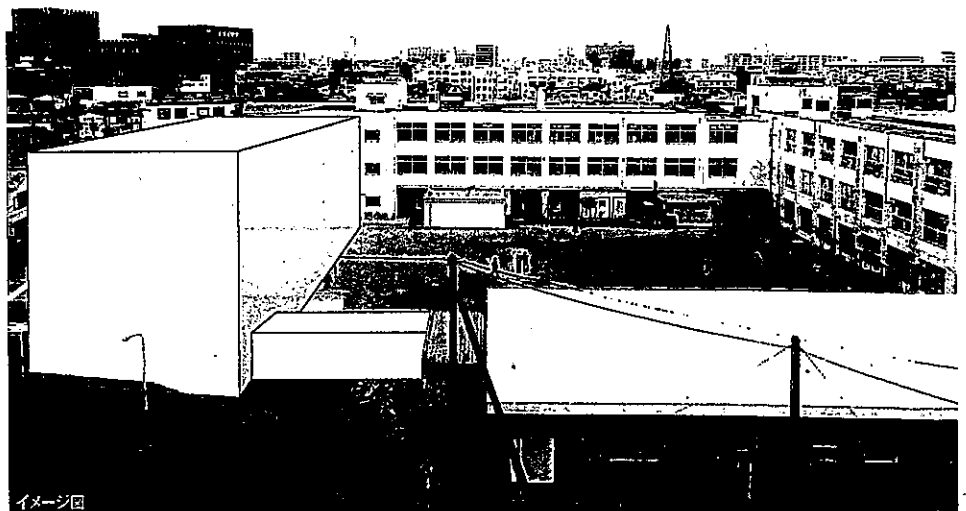
歴(大阪市会) (平成30年3月28日現在)

・準公営企業会計 決算特別委員長(現在)
 11代 大阪市会議員(平成26～27年)
 見対策特別委員長(平成23～24年)
 阪市監査委員(平成23～24年)
 阪市会運営理事(平成19～20年)
 政総務委員長(平成17～18年)
 生保健副委員長(平成14～15年・現在)

その他

大阪市・八尾市・松原市 環境施設組合議会議員
 自衛隊募集相談委員
 VPO法人日本防災士機構 防災士

他にも多くの役職を拝命し活動中!



イメージ図

大桐中学校 新校舎建設・プール改築・給食室 整備工事の概要

● 整備計画

I期工事として、老朽化したプールの改築移転を行い、II期工事として校舎の増築とあわせて給食室の整備を行う。

	保有教室	増築教室	増築後
管 理 諸 室	8.5CR	0CR	8.5CR
普 通 教 室	16CR	5CR	21CR
特 別 教 室	17.5CR	3CR	20.5CR
合 計	42CR	7CR	49CR

● 生徒数の現況および推移見込み(教育委員会調べ)

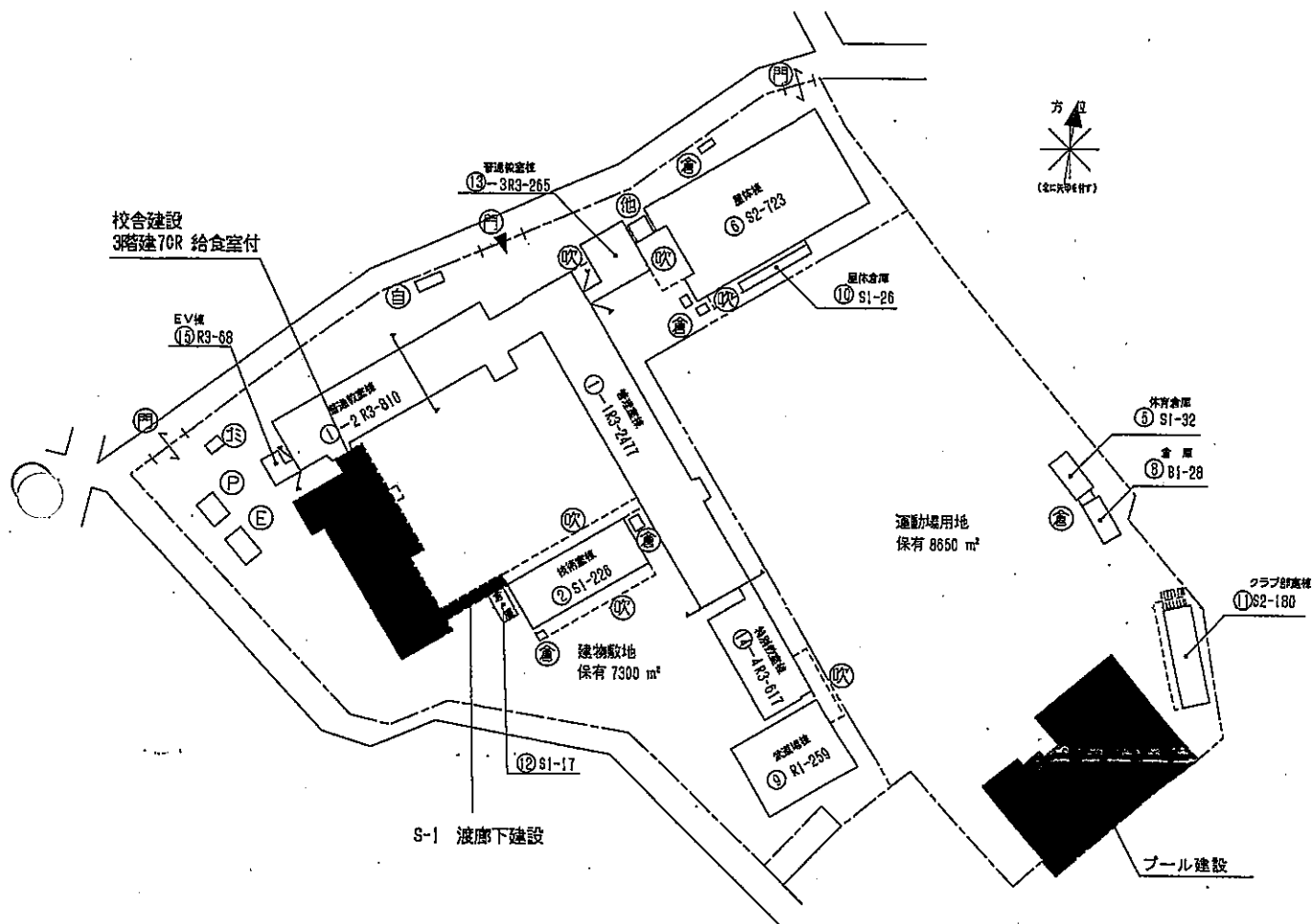
校1～6年生を基にした推計

H28		H29		H30		H31		H32		H33		H34	
学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
14	486	13	475	13	467	15	519	16	555	16	594	15	585

【参考】未就学児を基にした推計

H35		H36		H37		H38		H39		H40	
学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
17	638	18	640	19	656	18	619	16	558	15	526

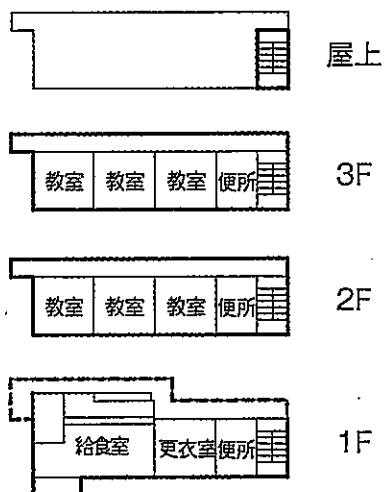
大桐中学校 計画図



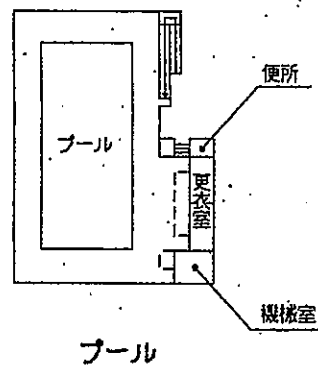
..... 新設する施設

8

校舎給食室



プール



大桐中学校の新校舎建設は大桐小学校の新校舎建設と並行して協議されていました

大阪市の議員とこだ正勝 市政報告新聞（平成28年5月3日発行）「第28号 大桐小学校・大桐の遊び場整備 版」より引用

【大桐小学校の校舎を新築します】

大桐小学校の児童数が年々増加し、平成28年度からの普通教室数の不足と、将来的に児童数の増加が見込まれることから、別表の事業スケジュールのとおり校舎新築工事を行います。

なお、現在の遊具はなくなりますが、プール前などにコンビネーション遊具を設置する予定です。完成は平成29年3月末の予定です。

【大桐中学校について】

教育委員会の推計値によりますと、今後生徒数は増加するものの、4年後の平成32年度までは現在の教室数で対応が可能とされておりま

す。中学校の校舎増築はすでに要望をしておりますが、生徒数の推移に応じて特別教室の利用などで対応し、さらに生徒数が増加すれば校舎の増築を検討するとの回答を教育委員会からいただいております。

大阪市の議員とこだ正勝 市政報告新聞 第28号

大桐小学校の校舎を新築します

ごあいさつ

大桐小学校の児童数は年々増加し、平成28年度からの普通教室数の不足と、将来的に児童数の増加が見込まれることから、別表の事業スケジュールのとおり校舎新築工事を行います。

なお、現在の遊具はなくなりますが、プール前などにコンビネーション遊具を設置する予定です。完成は平成29年3月末の予定です。

大桐小学校の校舎新築の経緯・詳細は「市政報告新聞第28号版 大桐小学校・大桐の遊び場整備版」をご覧ください。

HPでもご覧いただけます <http://www.tokoda.jp>

今在家公園のフェンスを改修します

大桐住宅の広場にフェンスを設置しました

市政のご相談はとこだ正勝事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail: tokoda@sea.plala.or.jp

大桐小学校の校舎新築の経緯・詳細は「市政報告新聞第28号版 大桐小学校・大桐の遊び場整備版」をご覧ください。

HPでもご覧いただけます <http://www.tokoda.jp>

大桐中学校の工事スケジュール(予定)

校名	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
I期 (プール改築)	設計	工事		
II期 (給食室・校舎新設)		設計	工事	親子給食期間

祝日は国旗を掲揚しましょう

市政のご相談は

とこだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail: tokoda@sea.plala.or.jp

とこだ事務所

阪急淡路駅下車
東淡路商店街を南へ徒歩3分

情熱と実行力で行動する若い力！



大阪市議員

とこだ まさかつ
正勝

市政

HP

トップページへ

略歴

議会発言

議会活動

政策実現

市政報告新聞

JiMiN SiMiN

東淀川区NEWS

特別区の設置に
ついての住民投票

いいね！ 1,465

ツイート

リンク

自民党

自民党大阪府連

自民党大阪府連青年局

自民党大阪市議員団

大阪市

大阪市区

東淀川区

『大阪のりものずかん』

大阪のりもの



私の企画した出版物です。



更新履歴

05/17更新 自民党大阪市議員団 JiMiN SiMiN 26号を
作成しました。

05/14更新 「議会発言」を更新いたしました。

04/05更新 「政策実現」を更新いたしました。

04/02更新 「市政報告新聞」最新号をリニューアルいた
しました。「市政報告新聞」第42号をご覧いただけま
す。

03/31更新 「市政報告新聞」最新号をリニューアルいた
しました。「市政報告新聞」第41号をご覧いただけま
す。

市政報告新聞 最新号



▲こちらの画像をクリックすると、詳しい資料が閲覧できます。▲



とこだ正勝
Twitterページ



大阪市会
録画放映チャンネル



■とこだ正勝事務所

〒533-0023

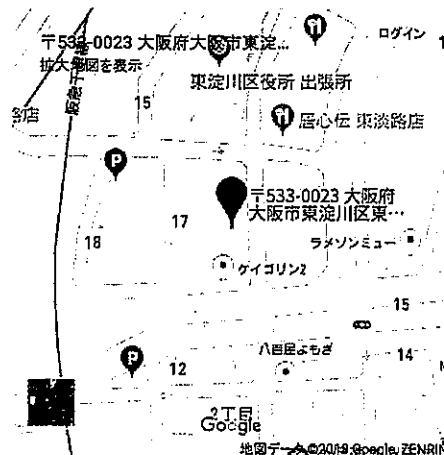
大阪市東淀川区東淡路2-17-13

■TEL 06-6322-1631

■FAX 06-6322-1641

■mail tokoda@sea.plala.or.jp

駐車場2台分ございます



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 138,590 円 支出年月日 平成 30 年 4 月 27 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 市政報告新聞第42号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

AD No. 1805-0004

領 収 書

自由民主党 大阪市会議員団 とこだ正勝 殿

平成 30 年 4 月 27 日

金額	¥138,590
----	----------

うち消費税額 ¥10,266

但し 4/1付 新聞折込料として

発 行 者

上記金額正に領収いたしました



FUJISANKEI COMMUNICATIONS GROUP

株式会社 産経アド

6-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号（難波サンケイビル）

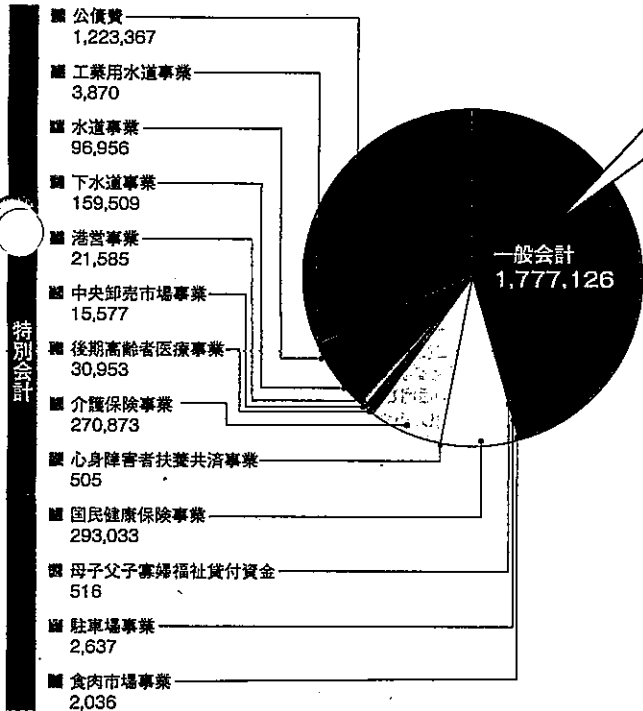
TEL 06 (6636)2312 (経理直通)

FAX 06 (6636)2313 (管理専用)

※この証書に取扱印のないもの及び金額訂正は無効です

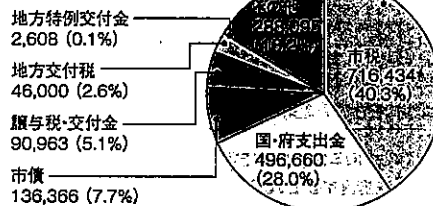
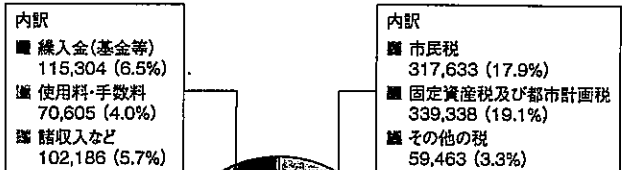
平成30年度大阪市予算が成立しました

大阪市会計別歳出予算 (単位:百万円)

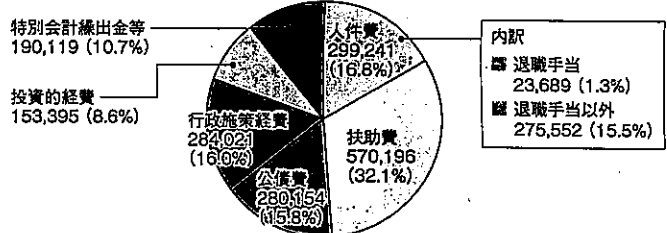


大阪市一般会計 (単位:百万円・構成比%)

歳入予算 1,777,126 百万円



歳出予算 1,777,126 百万円



東淀川区 歳出 (単位:千円)

一般会計	3,271,390	区CM自由経費	828,242
母子父子寡婦福祉貸付資金会計		区長自由経費	2,443,148
介護保険事業会計			

東淀川区歳出額合計
33億2,278万3千円

一般会計補正予算

2019年
G20大阪サミット開催支援事業
83百万円

大阪市歳出額合計
3兆8,986億26百万円



**4月1日より
Osaka Metro 出発!**
<http://www.osakametro.co.jp>

Osaka Metro は大阪市が 100%の株を保有する株式会社です
一般的に「民営化」は、事業(資産)の売却や株式上場などを思い起しますが、大阪市は「市民の貴重な財産・公共財である交通事業を、大阪市が100%出資する株式会社に担わせ、大阪市が関与しながら市民の移送手段を確保する」という考え方であり、これを「民営化」とは一線を画し「株式会社化」としています。

敬老バスについて
敬老バスは存続します。
更新料3,000円は新会社が販売促進として負担し、乗車時の50円負担のみとなります。



今里以南について
今里駅の未開工区間(今里～通里6丁目)について、「今里～扶桑～あべの橋」「今里～通里6丁目～長瀬」の2路線でのBRT(バス)による社会実験をH31年度中に開始します。



平成30年度予算市会 大阪市会議員 ところだ正勝の議会での質疑概要

3月9日に開会された大阪市会民生保健委員会にて80分間の質疑を行いました



大阪市民の日・区民の日について

床 田 浪速区では「なにわの日」、生野区では「いくのの日」が制定されており、地域に愛着と誇りを持ち、区を盛り上げる様々な取組みが行われている。

【詳細はHPをご覧ください】

なにわの日 <http://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/category/3221-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>
いくのの日 <http://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000410261.html>

平成15年の磯村市長時代以来、「大阪市民の日」を提唱している。
平成23年には、制定に向けた「大阪市民の日検討会議」が2度開催されたが、橋下市長時代に撤廃になりました。
教育・文化・環境・スポーツなどを通じて、改めて大阪を見つめなおしていただき、大阪に愛着と誇りを持っていただける「大阪市民の日」の制定を実現していきたい。

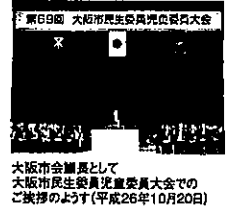
民生委員制度100周年について

床 田 100年の歴史に深く敬意を表したい。
民生委員制度100周年という記念すべき年に、大阪市としてどのような取組みをおこなうのか？

大阪市 民生委員制度を次世代に受け継がなければならないと認識している。

各種イベントでの広報活動はもちろんのこと、9月1日の民生委員大会では、記念講演等も企画していきたい。

床 田 民生委員の皆さんが活動しやすいように、大阪市としても最大限の支援をお願いします。



歯の健康について

床 田 「歯と口腔の健康づくり推進条例」が可決された。大阪ではどのような体制で歯科口腔保健を進めるのか？

大阪市 これまでの非常勤歯科医2名から常勤歯科医1名とし、専門的な見地からの歯科口腔保健に関する調査研究及び企画立案業務を担当し、各区の26名の非常勤歯科医と共に、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進します。

床 田 歯周病検診の無料化を要望するので検討をお願いします。



大阪市の低公害車計画について

(3月22日発刊の市政報告新聞第40号を併せてご覧ください)

床 田 かねてより要望していた、大阪市役所での電気自動車の急速充電施設が実現したが、利用開始は？

大阪市 急速充電施設の利用開始日は平成30年3月22日です。

床 田 ごみ収集車に電気自動車の導入を提言する(EVごみ収集車)

大阪市 技術開発の促進を民間事業者に働きかけていくとともに、その動向等も踏まえながら、試験導入に向けた検討を進める。

床 田 EVごみ収集車の必要な電力を、ごみ焼却工場における廃棄物発電により賄うシステムの構築を提言する。
また、EVごみ収集車の最初の導入は、最新鋭で安定した電力供給が見込める東淀工場のある東淀川区からお願いします。



平成15年から操縦し、平成20年に実施、現在稼働しているハイブリッドごみ収集車



平成27年に操縦し、3月22日から利用開始された大阪市役所の急速充電設備

生活保護について

床 田 大阪市の不正受給の件数と金額は？

大阪市 平成28年度には2,894件、約11億円となっています。

床 田 「生活保護の不正受給対策のため不正受給調査専任チーム」の調査件数や保護廃止等に至った件数は？

大阪市 平成24年度から各区に警察官OBなどによる不正受給調査専任チームを本格設置し、平成28年度は、調査を行った案件が1,170件、それにより不正が発覚し保護の廃止等を行ったものが162件。

床 田 平成30年の生活保護法改正に向けジェネリック医薬品使用の原則化を求められましたが、原則化による大阪市の経費の圧縮額は？

大阪市 毎年約15億円の効果が得られると考えています。

床 田 不正受給の通報を待つだけでなく、もっと能動的に情報を得る手段を講じるべき。

大阪市 地域での様々な生活相談の窓口となっていきたいだけでなく、お気づきのことがあれば情報提供いただくことや、会議の場等の機会を捉え、不正受給の事例や発見のきっかけ等についてお伝えするなど、有効に連携を図るとともに、被保護者と接する機会のある方からの情報の活用も有効であると考えます。
このような方法を活用し、小さな気づきも見逃さず、しっかりと不正受給調査専任チームの取組みへつなげていき、不正受給の撲滅を目指します。

液体ミルクについて

床 田 過去の災害の教訓として、被災地で粉ミルクを作るための清潔な必要品が揃えられずに困った時に、海外から取り寄せた「液体ミルク」が非常に役に立った実績がある。国では導入に向けて手続中ではあるが、有効性を考慮して大阪市でも導入するべきである。

大阪市 液体ミルクは災害時には非常に有効な物資である。

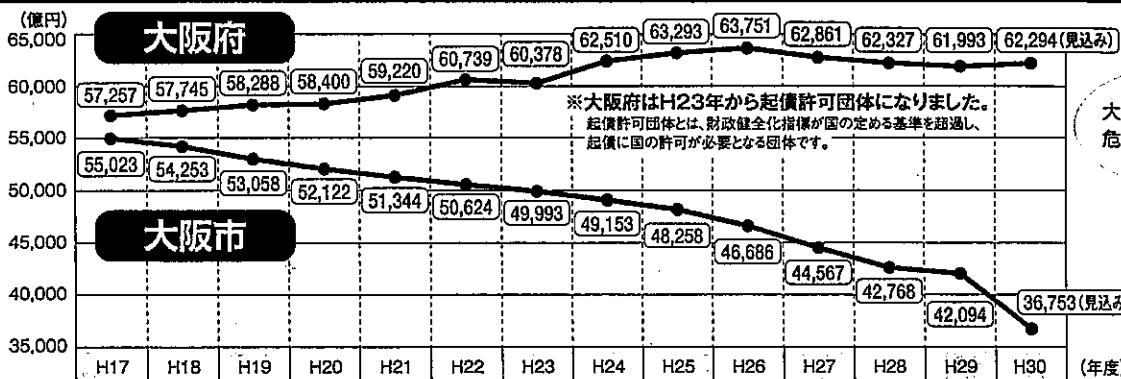
国の検討状況にすぐさま対応できるように検討状況を注視しながら、国内での製造販売や安定供給を踏まえた流通確保としての液体ミルクの確保を進めるなど、積極的な確保に努めたい。

床 田 災害発生時に、赤ちゃんやお母さん方のストレスを少しでも軽減できるよう、速やかな導入に向けての準備をお願いします。



液体ミルク

起債残高の推移(大阪市と大阪府の借金の比較)



※大阪府はH23年から起債許可団体になりました。
起債許可団体とは、財政健全化指標が国の定める基準を超過し、起債に国の許可が必要となる団体です。

大阪府の財政は危機的状況だね

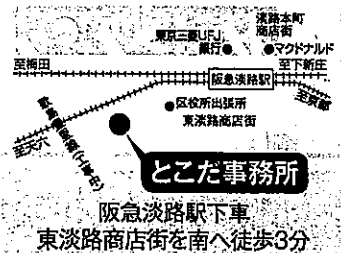


祝日には国旗を掲揚しましょう

市政のご相談は

ところだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail : tokoda@sea.plala.or.jp



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 0 年 5 月 2 8 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料4月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は、三菱UFJ銀行のサービスです。

年月日	取扱店番	お取引内容
300528	0028	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
6859	0028	
時 刻	税込手数料	お取引金額
10.16	¥108*	¥9,720*
お取引いでき ない場合	残 高	
		* * *

ご案内	おつ	*****
お振込先は、		
三菱UFJ銀行		
市ヶ谷支店		
普通		
カ) カイキ ロケツキユウソ様		
ご依頼人は		
トコタ マサカツ様		

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 0 年 6 月 2 7 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料5月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください

年月日	取扱店番	お取引内容
300627	0028	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
3278	0028	
時 刻	税込手数料	お取引金額
10.10	¥108*	¥9,720*
お取扱いできない場合	残 高	

ご案内	*****	*****
お振込先は	*****	*****
三菱UFJ銀行		
市ヶ谷支店		
普通		
か)カイキ ロクケツキユウツヨ様		
ご依頼人は		
トコタ マサカツ様		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		302,324 円	
		支出年月日	平成30年6月29日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第43号印刷代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

領 収 証

No. 510

30 年 6 月 29 日

自由民主党大阪市議員団 床田正勝

様

合計金額: ¥302,324

但し 市政報告第43号

上記の通り正に領収致しました。

内 訳	金 額

■ 備考

手形期日: 年 月 日 No.

摘 要:

OSAKA UNION 大阪ユニオン印刷株式会社

〒533-0013 大阪市東淀川区豊里1丁目9番12号

電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-3395

収入印紙



係

(注) 社印及び係印がない場合は無効です。

整理番号

領收書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入！ 138,547 円
	支出年月日 平成 30 年 6 月 29 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 市政報告新聞第43号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領收書等添付欄

ご利用明細		三菱UFJ銀行	
ご利用いただきありがとうございます。			
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。			
年月日	取扱店番	お取引内容	
300629	0028	お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
3357	0028		
時刻	税込手数料	お取引金額	
09.29	¥108*	¥138,439*	
お取引していただき ない場合		残 高	
		* * *	
ご案内		* * * * * * * * * * * * * * *	
お振込先は			
三菱UFJ銀行			
三島支店			
当座			
か) サクイアドス様			
ご依頼人は			
トコタ マサカツ様			

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 0 年 8 月 2 8 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料7月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
300828	0028244	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
2863	0028	
時 刻	税込手数料	お取引金額
10.47	¥108*	¥9,720*
お取扱いでき ない場合	残 高	

ご案内
お振込先は
三菱UFJ銀行
市ヶ谷支店
普通
カ)カイキ ロクケツキウツヨ様
ご依頼人は
トコタ マサカツ様

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 0 年 9 月 2 7 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料8月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
300927	00281143	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
4141	0028	
時 刻	税込手数料	お取引金額
10.31	¥108*	¥9,720*
お取扱いでき ない場合	残 高	

ご案内	*****	*****
お振込先は	*****	*****
三菱UFJ銀行		
市ヶ谷支店		
普通		
か)カイキ	ロクケキウツヨ様	
ご依頼人は		
トコタ	マサカツ様	

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			9,828 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 11 月 28 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
ホームページネット配信料及び更新手数料10月分（振込手数料含む）			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
301128	00281143	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
7289	0028	
時刻	税込手数料	お取引金額
13.43	¥108*	¥9,720*
お取引できない場合		残高

ご案内		*****
お振込先は		*****
三菱UFJ銀行		
市ヶ谷支店		
普通		
か)カイキ ロケツキコウジヨ様		
ご依頼人は		
トコタ マサカツ様		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
		339,746 円	
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 12 月 20 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第44号印刷代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

自由民主党・市民クラブ 大阪市議員団
 大阪市議員 床田正勝

様

領 収 証

No. 518

30 年 12 月 20 日

¥339,746

合計金額：
 但し、市政報告第44号

上記の通り正に領収致しました。

OSAKA
UNION 大阪ユニオン印刷株式会社
 PRINTING CO., LTD.
 〒533-0013 大阪市東淀川区豊里4丁目1番2号
 電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-4657

内 訳	金 額

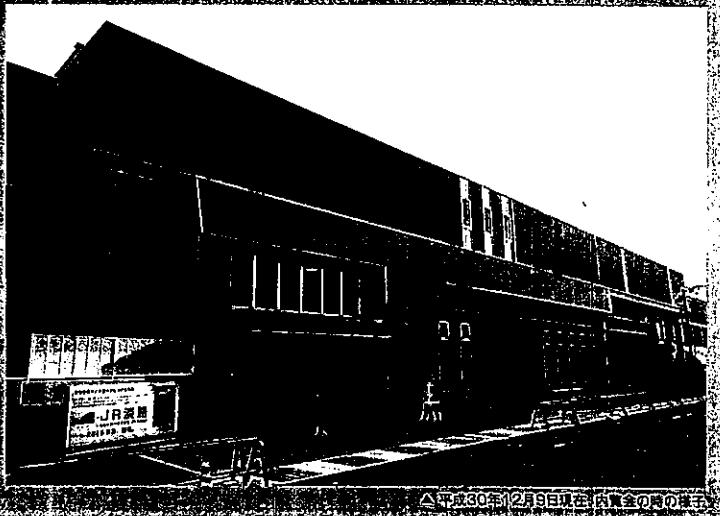
■ 備考

手形期日： 年 月 日 No.
 摘要：



(注) 社印及び係印がない場合は無効です。

おおさか東線(旧 城東貨物線)が3月16日から開通! 駅名は「JR淡路駅」に決定!



駅デザインコンセプト 「菅原道真と淡路」



淡路の地名は、平安時代、菅原道真が中州(中島)であったこの地を、淡路島と間違えて上陸したことに由来すると伝えられていることから、当時の川の流れと地形などを表現しています。

各駅にオブジェが設けられており、JR淡路駅は菅原道真ゆかりの「梅」のお花がイメージされたオブジェが設置される予定です。

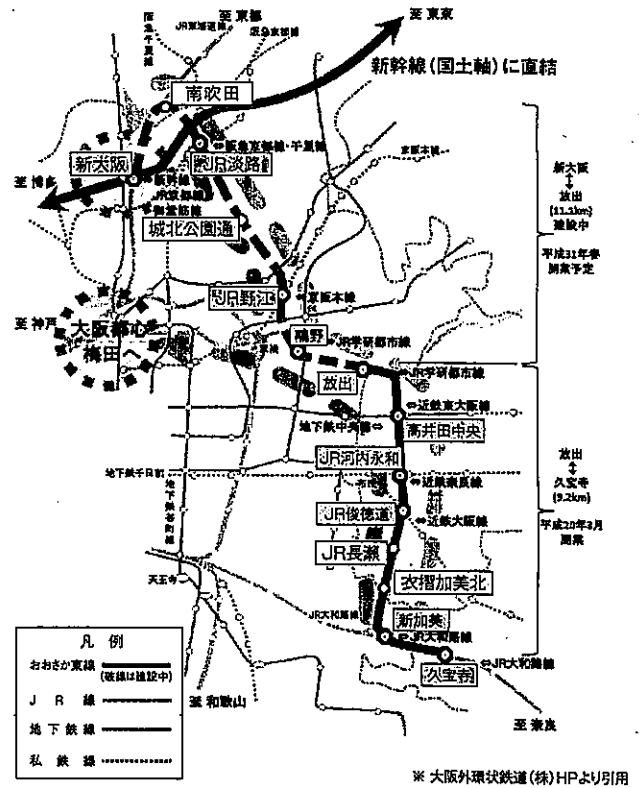


おおさか東線 (旧 城東貨物線)の これまでの経過

昭和	14年	10月	吹田～放出間着手
	4年	1月	放出～平野間着手
	4年	3月	吹田～放出間開通
	6年	8月	放出～平野間開通(城東貨物線全線開通)
	27年	12月	城東貨物線客車運行促進同盟会結成
平成	56年	4月	国鉄に対し複線化及び電化の運輸大臣認可
	元年	5月	運輸政策審議会答申第10号
	8年	5月	幹線鉄道等活性化事業費補助の適用事業として採択
	8年	11月	「大阪外環状鉄道株式会社」設立
	11年	2月	城北公園通～久宝寺間の工事施行について運輸大臣認可
	14年	12月	新大阪～城北公園通間の工事施行について国土交通大臣認可
	20年	3月	放出～久宝寺(南区間)開業

JR淡路駅からの時間と料金と接続交通機関(予定)

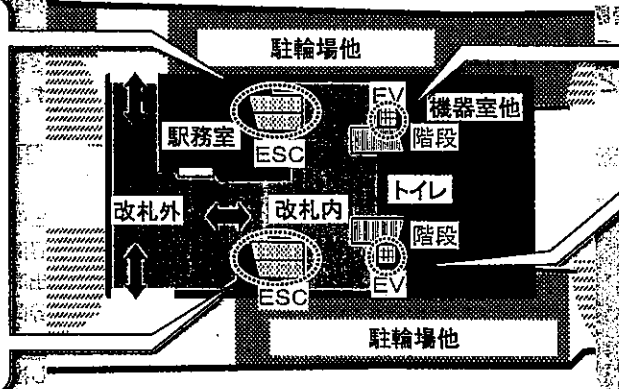
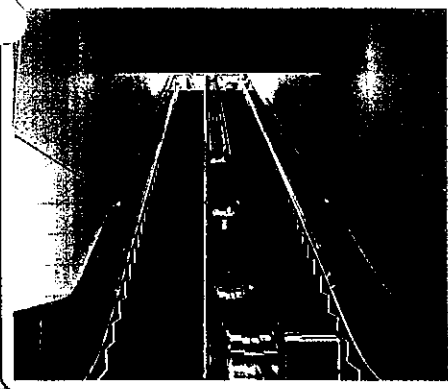
駅名	時間(分)	料金(円)	接続交通機関	
			鉄道(注: ※は建設中区間)	バス
新大阪	5	160	東海道新幹線 山陽新幹線 九州新幹線 JR 東海道本線 JR 福知山線 JR きのくに線 JR 在来線特急 (はるか・サンダーバード) (はくと・こうのとり) くろしお・ひだ Osaka Metro 御堂筋線	JR バス リムジンバス 阪急バス 神姫バス LIMON VIP ライナー 大阪シティバス
南吹田	2	120		
JR 淡路			阪急京都線・千里線	
城北公園通	3	120		大阪シティバス
JR 野江	6	160	京阪本線	大阪シティバス
鳴野	8	180	Osaka Metro 今里筋線 ※ JR 学研都市線・東西線	大阪シティバス
放出	11	180	※ JR 学研都市線・東西線	近鉄バス
高井田中央	14	180	近鉄けいはんな線 Osaka Metro 中央線	大阪バス
河内永和	16	220	近鉄奈良線	
JR 俊徳道	18	220	近鉄大阪線	
JR 長瀬	20	220		大阪バス
衣摺加美北	22	220		
新加美	24	300	JR 大和路線	
久宝寺	26	300	JR 大和路線	近鉄バス 大阪バス



JR淡路駅の1階レイアウト(予定)

駅設備の概要

- 高架下駅舎
- 相対式ホーム2面(8両対応)
- 旅客上家(6両対応)
- エレベーター2基(各ホーム1基)
- エスカレーター4基(各ホーム上り1基・下り1基)
- 自動改札4通路
- 自動券売機3台



市政のご相談は

とこだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail: tokoda@sea.plala.or.jp



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料 1 1 月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細 三菱UFJ銀行

※来店いただきありがとうございます。
ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日 10/12/26	取扱店番 002260028242	お取引内容 お振り込み
受付通番 02423	銀行番号 0028	口座番号 [REDACTED]
振込額 3,720	税込手数料 ¥108*	お取引金額 ¥9,720*
お取引いでない場合	残 高	*****

※振込先は
三菱UFJ銀行
市ヶ谷支店
普通 口座
加計 〆ロケツキユウツヨ様
依頼人は
トヨタ マサカツ様

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
		171,460 円	
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 12 月 27 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第45号印刷代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

領 収 証

No. 519

30 年 12 月 27 日

 自由民主党・市民クラブ 大阪市議員団
 大阪市議員 床田正勝

様

 合計金額: ¥171,460
 但し、市政報告第45号

上記の通り正に領収致しました。

 OSAKA
UNION 大阪ユニオン印刷株式会社
 PRINTING CO., LTD.
 〒533-0013 大阪市東淀川区豊里4丁目22番2号
 電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-4657

内 訳	金 額

■ 備考

 手形期日: 年 月 日 No.
 摘要:


(注) 社印及び係印がない場合は無効です。

約10年にわたる取組みの結果 産業廃棄物施設問題を解決!

豊新連合で、現在工場や車庫等として稼働している区域以外の「準工業地域の一画」の「環境問題」についての取組みをご報告致します。



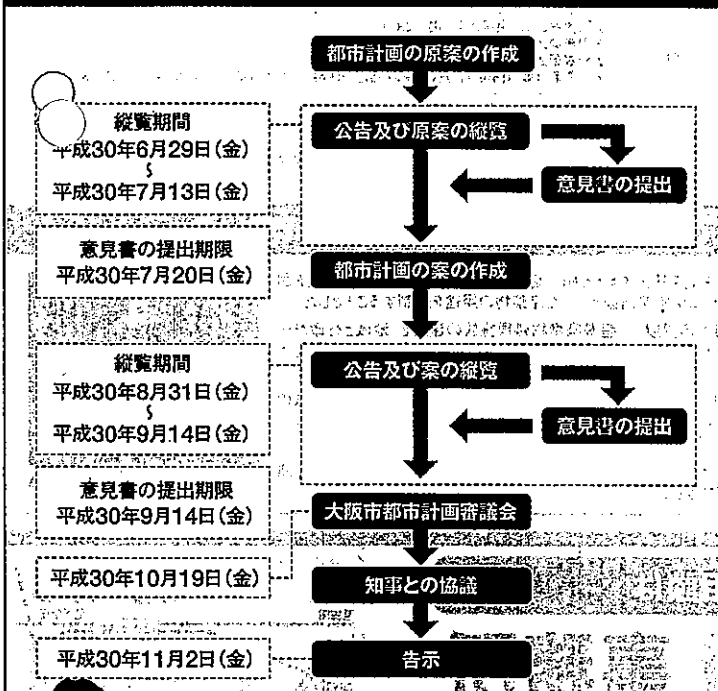
左記QRコード
または下記URLから
ご参照ください



詳細は平成24年6月3日発行の市政報告新聞12号
豊新版を御覧ください。

http://www.tokoda.jp/pdf/slsei_12.pdf

地区計画の決定手続(豊新二丁目地区地区計画)



これまでの経過

H21年7月~10月	事業者が産業廃棄物の積替え保管施設設置に係る手続を実施
H21年11月	地元代表の皆様に同行させていただき、当該施設の設置計画の中止を求める要望書を大阪市長あて提出
H22年9月	事業者が当該施設計画地の近隣の土地を購入
H23年11月	事業者が平成22年9月に購入した土地を売却
H24年4月	当該施設計画地において事業者が古紙の再生処理事業の計画を地元へ打診するも地元は反対結果、事業者は産業廃棄物積替え保管施設設置計画及び古紙再生処理事業計画ともに中止することを決定
H25年12月	地元より大阪市長あて用途地域の変更等について要望書を提出
H26年11月~28年7月	地元有志による勉強会の実施(計7回) 「まちづくりの方針の確立」「都市計画手法の決定」「産廃施設の制限方法の検討」など
H28年10月~29年9月	地権者(約130名)に、まちづくり活動や地区計画(案案)について周知 ・ビラ配布・郵送による周知:5回 ・全体説明会の開催:1回
H30年1月	地権者に対し、地区計画(案案)の内容について郵送によるアンケートを実施
H30年3月	アンケート結果について地元へビラ周知
H30年5月	地元(町会・地域活動協議会・社会福祉協議会)から本市へ要望書を提出
H30年7月	大阪市長が豊新二丁目地区の地区計画の原案を作成
H30年7月	大阪市長が地区計画の原案の縦覧を実施 ・地元から地権者に対し、原案の縦覧を実施している旨を周知(ビラ配布・郵送)→意見書の提出なし
H30年9月	大阪市長が地区計画の案の縦覧を実施 ・地元から関係町会に対し案の縦覧を実施している旨を周知(回覧板)→意見書の提出なし
H30年10月	大阪市都市計画審議会にて原案が可決
H30年11月2日	地区計画が告示
H30年12月5日	地区計画の内容の一部を条例化する「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案」が大阪市会で可決

大阪都市計画地区計画の計画書



「建築基準法別表第2」は
下記QRコードから
「別表第二 用途地域等内の
建築物の制限」を
ご参照ください



1. 地区計画の方針		2. 地区整備計画	
名称	豊新二丁目地区地区計画	地区の区分	A地区 B地区
位置	大阪市東淀川区豊新二丁目地内	面積	2.7ha 0.4ha
面積	約3.1ha	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(ロ)項第3号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(ハ)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 建築基準法別表第2(リ)項第2号に掲げるもの (4) 建築基準法別表第2(メ)項第4号に掲げるもの ただし、自己の使用のための貯蔵及び処理に供するものはこの限りでない。
地区計画の目標	本地区は、淀川・特異川に囲まれた市域の北東部に位置し、都市計画道路豊新田線に近接している地区である。地区内にある都市計画公園豊新1号公園は、緑地がアメニティの高い近隣住民の憩いの場となっている。コミュニティゾーンとして、ゆずり葉の建物が整備される等、安全で快適な空間づくりが行われている。 また、住居地における住環境に配慮したひとにやさしいまちづくりを進めるため、地区の特長やまちのあり方の検討など地域住民による積極的な活動が行われている。 こうした状況も踏まえ、本地区計画では、豊新1号公園をはじめとする居住者等にとって快適な空間を創出し、住宅、店舗、工場等が共存・調和した良好な環境を有する市街地の形成を図ることを目標とする。	建築物その他の工作物の形態又は高さの制限	(1) 建築物等は、できる限り周辺環境に配慮した形態・容積とする。 (2) 屋外広告物等については、できる限り地区の景観に配慮したものとする。 (3) 建築物の敷地に環境的な緑化を行う。
土地利用の方針	本地区では、これまでに形成されてきた土地利用に配慮しつつ、居住機能と商業機能、工業機能が共存・調和した市街地の形成を図る。 (1) A地区では、既存の工場、倉庫等と共存・調和を図りながら、良好な住宅市街地の形成を行う。 (2) B地区では、幹線道路沿道という立地特性を活かして、周辺住民の生活利便に供する商業・サービス施設と居住機能が共存・調和した土地利用を行う。 (3) 豊新1号公園やゆずり葉の道をはじめとする安全で快適な空間を活かした緑豊かなまちづくりを行う。 (4) 高齢者、障がい者等の利便性・安全性に配慮した、ひとにやさしいまちづくりを行う。	道又はさくの構造の制限	道路に面して道又はさくを設置する場合は、できる限り道又はフェンス、鉄さく等の建設可能な構造とし、周辺環境及び歩行者の安全に配慮したものとする。
建築物等の整備方針	(1) 健全で良好な市街地環境の形成を図るために、地区内では、産業廃棄物処理施設を禁止するとともに、遊技場や風俗営業施設といった建築物の用途の制限を行う。 (2) 魅力ある空間の確保と美しいまちを維持するため、建築物等の形態や意匠等の制限を行う。 (3) 良好な都市環境を形成するため、建築物の敷地に環境的な緑化を行う。 (4) ひとにやさしいまちづくりの観点から、高齢者、障がい者等の利便性・安全性に十分配慮した建築物等の整備を行う。	地区計画の区域及び地区整備計画の区域は説明図表示のとおり	

大阪市会で可決した地区計画の一部を条例化した「大阪市豊新2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第88条の2第1項の規定に基づき、平成30年大阪府告示第1437号に定める豊新2丁目地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、地区計画の区域内の建築物又はその敷地に適用する。

(地区の区分及び名称)

第3条 この条例において地区計画の区域内における地区の区分及び名称は、地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第4条 別表(あ)欄に掲げる地区内においては、それぞれ、別表(い)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地が地区の2にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が第3条に規定する地区の2にわたる場合における前条の規定の適用については、その建築物の全部について敷地の過半が属する地区内の建築物に関する同条の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き継ぎ第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては改正前の同条の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期)をいう。以下この項において同じ。における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における床面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと

(3) 改築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと

(4) 変更(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。以下同じ。)を伴わないこと

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第2条

の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第7条 市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもののについては、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用するこの条例の第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の規定に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して、

別表(第4条関係)

地区の名称	(い) 建築物の用途の制限	
	(あ)	(い)
A地区	(1) 法別表第2(ロ)項第3号に掲げるもの (2) 法別表第2(ハ)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(リ)項第2号に掲げるもの (4) 法別表第2(メ)項第4号に掲げるもの(自己の使用のための貯蔵又は処理に供するものを除く。)	
B地区	(1) 法別表第2(ロ)項第3号に掲げるもの (2) 法別表第2(ハ)項第2号に掲げるもの (3) 法別表第2(リ)項第2号に掲げるもの (4) 法別表第2(メ)項第4号に掲げるもの(自己の使用のための貯蔵又は処理に供するものを除く。)	

12月5日の大阪市会都市経済委員会で本件について質疑を行いました。

(床 田) 平成21年の夏に、事業者によって豊新2丁目「産業廃棄物の積み替え保管施設」を建設するための手続きが開始され、これに対して、地域の皆様から反対の声が上がったことがきっかけで、私も地元の皆様と大阪市への要望活動を行ってきた。都市計画法に基づく地区計画制度について概要は?

(大阪市) 地区計画では、地区の目標と方針を定め、その方針に基づきベースの用途地域等による一般的な制限に加えて、建築物の用途や形態に関する制限などを詳しく定めることができるものである。

(床 田) 地区計画で定めたまちづくりの方針についての要点は?

(大阪市) これまでに形成されてきた土地利用に配慮し、居住機能と商業機能、工業機能が共存・調和した市街地の形成を図る一方、建築物等の整備方針は、

産業廃棄物処理施設を禁止するとともに、健全で良好な市街地環境の形成を図るために、遊技場や風俗営業施設といった建築物の用途を規制することとした。

(床田から大阪市への要望) 産業廃棄物処理施設の建設も、地域と行政が一緒になって食い止めるための制度的な環境は整ったということであり、今後、しっかりと運用していただきたい。

私が地域の方と市役所へお願いにあがってから、10年を要したが地域の皆様の長年の取組みが、地区計画そして建築条例という形で結実し、見届けることができたことを大変うれしく思う。

今後とも、本地区計画の仕組みをきっちりと運用していただき、地域の方々と一緒に、まちを守り育てて欲しい。



市政のご相談は

とこだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13

TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641

mail: tokoda@sea.plala.or.jp



整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 62,027 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 31 年 1 月 16 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第45号ポスティング代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

自由民主党大阪市議員団 床田 正勝 様 No. _____

領 収 証

金額 ￥ 62,027

内 容 2019 年 1 月 16 日 上記正に領収いたしました

現金 ☒ 小切手 ☒ 形 ☒

消費税率(%) _____

大阪市浪速区稲荷1-7-14 西岡ビル3階 株式会社アールエス

収入印紙 200円

PR1617

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 1 年 1 月 2 8 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料 1 2 月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細		三菱UFJ銀行	
ご来店いただきありがとうございます。			
年月日	取扱店番	お取引内容	
310128	0028	お振込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
5120		0028	
時刻	税込手数料	お取引金額	
11.40	¥108*	¥9,720*	
お取扱いでき ない場合	残 高	***	
ご案内	*****		
お振込先は	*****		
三菱UFJ銀行			
市ヶ谷支店			
普通			
カ)カイキ"ロクケンキヨウシヨ様			
ご依頼人は			
トコタ"マサカツ様			

整理番号

6

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 341,010 円 支出年月日 平成 31 年 1 月 30 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 市政報告新聞第46号印刷代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 _____

領収書等添付欄

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

領 収 証

No. 520

31 年 1 月 30 日

 自由民主党・市民クラブ 大阪市議員団
 大阪市議員 床田正勝

様

 合計金額: ¥341,010
 但し、市政報告第46号

上記の通り正に領収致しました。

 OSAKA
UNION
 PRINTING CO., LTD.

〒533-0013 大阪市東淀川区豊里4丁目9番22号

電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-3583

内 訳	金 額

■備考

 手形期日: 年 月 日 No.
 摘 要:


(注) 社印及び係印がない場合は無効です。

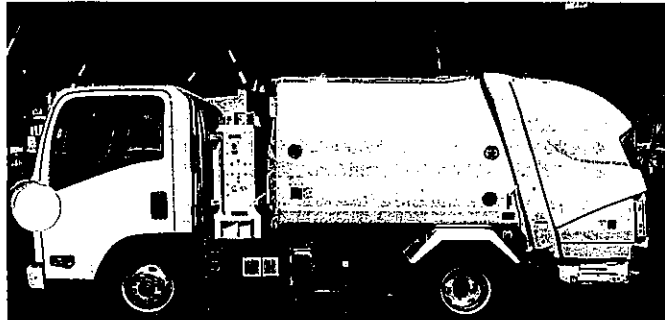
EVとは、Electric Vehicleの略で、日本語では電気自動車といます。(経済産業省HPより)

● 低公害車(第2号)版 ●

ごみ収集車のEV車両の 実践導入を実現!

大阪市へ長年提言してきました「ごみ収集車のEV化」が実現する運びとなりましたのでご報告申し上げます。

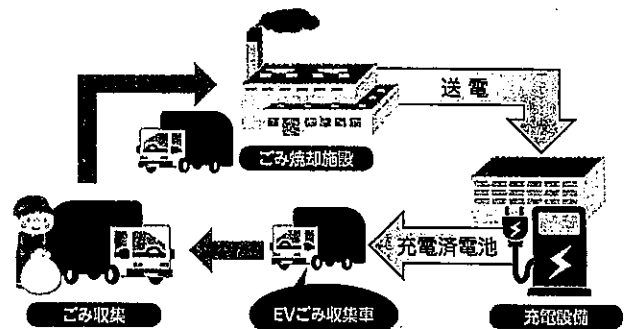
今後は大阪市と事業者が、EVごみ収集車の導入に向けた実証試験に関する協定を締結したうえで、31年の早い時期に実証試験に着手する予定です。



現在開発が進められているEVごみ収集車

EV車の電力をごみ焼却工場の 廃棄物発電で賄うシステム導入を実現!

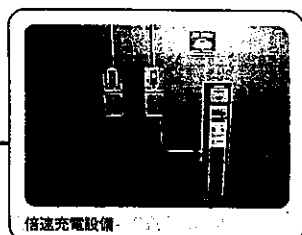
大阪市へEVごみ収集車の導入に加えて提言してきた「EVごみ収集車の電力をごみ焼却工場の廃棄物発電で賄うシステムの構築」についても導入が実現する運びとなりましたのでご報告申し上げます。現在「システムの構築の実現」を2022年度末を目途に取組みが進められています。



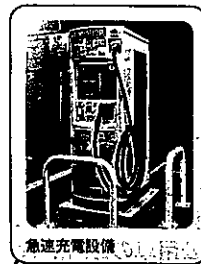
低公害車導入にむけた議会での取組み・経過

H12	● 公用車の低公害化を要望	
H13	● 自動車からの排気ガス対策強化を要望	
H14	● 全ての公用車のハイブリット化を要望	
H15	● ごみ収集車のハイブリット化を要望 ● 燃料電池バス実証実験を行うよう提言 (平成29年3月より東京都が路線バスとして営業運行開始)	東京都路線バス
H19	● 大阪市役所前で「ハイブリットごみ収集車発車式」を行うべきと提言	
H20	● 市バスの天然ガス車両のハイブリット化を提言 ● ハイブリットごみ収集車が完成・供用開始	ハイブリットごみ収集車
H23	● 大阪市役所本庁舎地下駐車場に倍速充電設備の設置を実現 ● 環境対策特別委員長として「蓄電池普及に向けた政策の充実について」を市長に要望 (環境対策特別委員会行政視察を終えその成果として要望書を提出) ● 電気自動車(EV) 充電設備整備をガソリンスタンドを中心に民間と連携するよう市へ提言 ● EV充電施設の一般開放を各自動車メーカーに働きかけるよう市へ提言	倍速充電設備
H27	● 大阪市役所本庁舎に急速充電器の設置を要望 ● 市内24区役所での充電設備設置を要望 ● 市役所地下3階の倍速充電設備の広報について提言 ● EVの充電設備整備をガソリンスタンドと進めるよう提言	急速充電設備
H28	● 2030年度中に低公害車の100%導入を議会質疑で確認 ● 大阪市の低公害車の将来的な取組指針を策定するよう提言 ● 区役所における充電スタンドの一般開放についても議論を要望	大阪市エコカー普及促進に関する取組方針
H29	● 平成29年度中に大阪市の低公害車の将来的な取組指針を策定することを議会質疑で確認	
H30	● 大阪市エコカー普及促進に関する取組方針の作成を実現 ● 大阪市役所本庁舎に急速充電設備の設置を実現 ● ごみ収集車のEV化を提言 ● EVごみ収集車の必要な電力を、ごみ焼却工場における廃棄物発電によりまかなうシステムの構築を提言	

議会質疑にはとりあげませんでしたが、市長、議長の公用車の低公害化も当初より要望してきました!



倍速充電設備



急速充電設備



低公害車のこれまでの取組みは
市政報告新聞40号、下記QRコードまたは
URLを御覧下さい。



http://www.tokoda.jp/pdf/sisei_40.pdf

議会発言、政策実現などはHPをご覧ください

www.tokoda.jp

とこだ正勝

検索

平成30年12月13日の大阪市会環境対策特別委員会で「低公害車の導入」について50分間の質疑を行いました。

【EV(電気自動車)ごみ収集車の導入・規格について】

床田 これまで「ごみ収集車のEV化」について提案してきたが、取組状況と今後の予定について。

大阪市 EVごみ収集車の導入に向けて、事業者と実証試験に関する協定を締結したうえで、31年の早い時期に実証試験に着手してまいります。

床田 EVは、環境面に加え災害時の電源として活用できる。災害時の活用に関しては、大都市間でEVごみの収集車を円滑に融通し合えるよう、充電コネクタを初めEVごみ収集車の規格、仕様を同一化していくべきと提案した。

大阪市 委員ご指摘のとおり、規格や仕様を同一化されていくことが望ましい。災害時に他都市と融通し合うことが円滑に行えるよう、車両を製造する事業者に働きかけてまいります。

【EVごみ収集車の電力をごみ焼却工場の廃棄物発電で賄うシステムの構築について】

床田 これまでEVごみ収集車の導入に加え「EV車の電力をごみ焼却工場の廃棄物発電で賄うシステムの構築」についても提案してきた。これまでの取組状況と今後の予定について。

大阪市 廃棄物の収集運搬時に発生するCO₂を削減する効果と災害時の停電でも廃棄物発電による充電が可能というメリットを認識している。

床田 廃棄物発電の電力で動くEVごみ収集車の導入に向けて、環境局が前向きに取組んでいることは確認できた。

廃棄物発電による電力を活用するEVごみ収集車の実践導入は、これから実施される実証試験の結果を踏まえて判断されると思うが、いつごろまでの導入をめざすのか。

大阪市 廃棄物発電による電力を活用するEVごみ収集車の導入にかかる国の補助制度が2022年度までとされており、それを目的に取組みを進めてまいります。

床田から大阪市へ要望

廃棄物発電の電力で動くEVごみ収集車が導入される際には、最新鋭で安定した電力供給が見込める東淀工場とそこでの充電に便利な東北環境事業センターに最初に導入していただきますようお願いいたします。

【EV車の充電インフラについて】

床田 大阪市内のEV用充電施設を増やすことを提案してきたが、具体的な成果はあっているのか。

大阪市 大阪城公園の駐車場に急速充電施設を2基設置する。年明け早々に設置工事に着手し、平成31年1月中旬に工事が完了する予定。

床田 私が繰り返し求めてきた「24区役所にある充電設備の早期開放もしくは新設」については進展がない。横浜市では本庁舎を含めると全区庁舎で充電設備が一般利用できる。これまでの取組状況と今後の取組みについて。

大阪市 西淀川区、生野区、住吉区は、既に一般利用可能な充電設備が設置されている。残りの21区の区役所は、青色防犯パトロール事業用の充電設備があるが一般には開放されていない。区役所にアンケート調査を実施し「設置及び維持管理コストなどの課題がある」との回答。環境局として、民間事業者等に「区役所などの公共施設において事業として充電設備を設置」を検討してきた。区役所への設置については引き続き検討を重ねてまいります。

床田 区役所にある充電設備の早期開放もしくは新設についての24区長の代表者の見解を求める。

24区長代表 今年3月策定の「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」に大阪市としてEV用充電施設の設置拡大に積極的に取組むことが記載されている。

委員ご提案の区役所にある充電設備の早期開放もしくは新設についても、環境局において検討が進められており、市民に身近な区役所としても、大阪市の方針を踏まえ、環境局と緊密に連携して取組んでまいります。

床田 充電設備の設置場所は公共施設だけでなく民間施設の役割も大変重要。とりわけガソリンスタンド(以下GS))に大きな役割が期待されている。国が設置した次世代燃料供給インフラ研究会から「次世代燃料供給インフラ研究会の報告書」が示されたが、GSを中心とした民間の充電設備の設置の拡大をすすめていくべき。

大阪市 「次世代燃料供給インフラ研究会報告書」では、燃料供給拠点の将来像として、地域住民の生活をワンストップ・サービスで支える「地域のサービス拠点、総合エネルギー拠点」をめざすという方向性を示し、その実現に向けて、規制見直しのための集中取組期間を定めて取組むべきとされている。大阪市として国の規制緩和の動向を注視してまいります。

床田 私は平成11年の初当選以来、環境問題、特に低公害車・エコカーの普及拡大については、議会での質疑や要望など積極的に取組んできました。

その結果、「ごみ収集車のハイブリッド化」「エコカー普及促進に関する取組方針の策定」「大阪市役所のEV充電施設の設置(急速・倍速)」が実現し、さらに「ごみ収集車のEV化」「EV車の電力をごみ焼却工場の廃棄物発電で賄うシステムの構築」の見通しが立ち、低公害車・エコカーに関する大阪市の施策はこの20年間で大きく前進したと感じております。

エコカーの普及拡大をはじめ地球温暖化対策の推進については、環境局任せにするのではなく、大阪市のすべての局、区が、市全体の方針に沿ってしっかり取組んでいく素地を作っていく必要がある。地球温暖化対策を推進するプロジェクトチームのリーダーである田中副市長に見解を伺う。

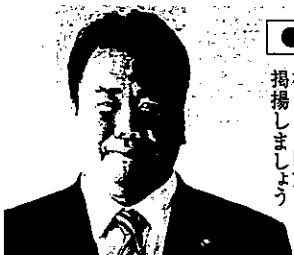
田中副市長 今世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることをめざす「パリ協定」や、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「2030アジェンダ」が2015年に採択されました。

とりわけ、パリ協定の採択が大きな契機となり、世界ではガソリン車やディーゼル車から、電気自動車(EV)への転換の動き、いわゆるEVシフトが鮮明になっており、委員ご提案の充電インフラの設置拡大やEVごみ収集車の導入検討など、エコカーの普及拡大は、地球温暖化対策を進めていくうえで、重要な取組みであると認識しています。

地球温暖化対策を総合的かつ強力に推進していくため、大阪市内では、国を上回る温室効果ガス削減目標を設定するとともに、市長を本部長とする大阪市地球温暖化対策推進本部と、その下に私がリーダーを務めます2つの庁内横断のプロジェクトチームを設置し、全庁的に取組みを進めているところであり、エコカーの普及拡大をはじめ地球温暖化対策については、今後とも、全庁的な体制のもと、プロジェクトチームのリーダーとして必要な指示を行い、しっかり取組んでまいります。

低公害車の今後のめざすもの

- 「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」の速やかで確実な遂行
- 2030年度までの大阪市公用車100%低公害車化の実現
- 大阪市公用車のEV化(使用頻度の高い「ごみ収集車」など)
- EVごみ収集車の電力をごみ焼却工場の廃棄物発電で賄うシステムの早期導入
- 充電施設の設置と広報
- 24区役所にある充電設備の早期開放もしくは新設
- ガソリンスタンドを中心に民間と連携した充電設備の確保

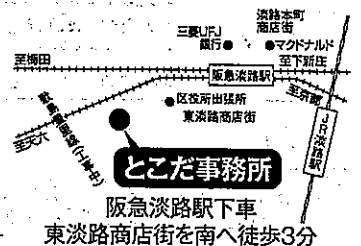


祝日には国旗を掲揚しましょう

市政のご相談は

とこだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail: tokoda@sea.plala.or.jp



整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
		126,962 円	
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 31 年 1 月 31 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第44号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

AD No. 1902-0007

領 収 書

自由民主党大阪市議員団 とこだ正勝 殿

平成 31 年 1 月 31 日

金額	¥126,962
----	----------

但し 1/1付 新聞折込料

うち消費税額 ¥9,405

発 行 者



上記金額正に領収いたしました



FUJISANKI COMMUNICATIONS GROUP

株式会社 産経アトス

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号 (難波サンケイビル)

TEL 06 (6636) 2312 (経理直通)

FAX 06 (6636) 2313 (管理専用)

※この証書に収め印のないもの及び金額訂正は無効です

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 126,962 円
	支出年月日 平成 31 年 2 月 3 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 市政報告新聞第46号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

AD No. 1902-0008 領 収 書	
自由民主党大阪市会議員団 とこだ正勝 殿	
平成 31 年 2 月 3 日	
金額 ¥126,962	但し 2/3付 新聞折込料
うち消費税額 ¥9,405	発行 者  
上記金額正に領収いたしました	



FUJISANKEI COMMUNICATIONS GROUP

株式会社 産経アドス

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号（難波サンケイビル）

TEL 06 (6636) 2312 (経理直通)

FAX 06 (6636) 2313 (管理専用)

※この証書に取換印のないもの及び金額訂正は無効です

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		340,555 円	
		支出年月日	平成 31 年 2 月 25 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第47号印刷代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

領 収 証

No. 521

31 年 2 月 25 日

自由民主党・市民クラブ 大阪市議員団
大阪市議員 床田正勝

様

合計金額: ¥340,555

但し、市政報告第47号

上記の通り正に領収致しました。

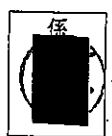
OSAKA
UNION 大阪ユニオン印刷株式会社
PRINTING CO., LTD.
〒533-0013 大阪市東淀川区豊里4丁目8番22号
電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-3585

内 訳	金 額

■ 備考

手形期日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 No. _____
摘 要: _____

(注) 社印及び係印がない場合は無効です。



大阪市内公園のボール遊び一律禁止解除を実現！ 今後はボール遊びができることを前提としたルールづくりを策定！

注：明らかに危険と思われるボール遊びは禁止

ごあいさつ

区内の子供達から「キャッチボールなど球技をする所がなく、放課後に遊ぶ場所がない」という訴えを聞きました。

それ以後、「ドラえもん」や「サザエさん」に出て来るような、「子供達のがのびのび遊べる環境整備」をめざし、初当選の平成11年から「はらっぱ公園復活」を主要政策に掲げこれまで活動してまいりました。

財政が厳しく、用地買収をして、はらっぱ公園を順次開設していくことが出来ない現在、今あるものを工夫して有効活用していく必要があります。そこで、大阪市内の貴重な空間である、公園、市営住宅の敷地を有効活用するため、制度を見直すための勉強会をこれまで定期的に行った上で、大阪市会で質疑要望を行ってまいりました。

平成26年9月にモデル区として、東淀川区において、公園・市営住宅の敷地で現在の制度を見直し、さらに小学校(区内3校)の放課後校庭にお

いて、子供達がキャッチボールや球技などで遊べる場所を拡充することを実現することができました。

さらに、平成30年12月13日の議会質疑において「はらっぱ公園の復活」を総括した質疑を行い、「大阪市内公園のボール遊び一律禁止解除し、今後はボール遊びができることを前提としたルールづくりを策定」していくこと等を議会質疑を通じて確認することができました。

皆様のご協力のおかげをもちまして、当初の目的を達成することができましたので、ご報告を申し上げるため市政報告新聞を発刊いたしました。

これを機に、子供達の体力向上と健康増進が図られ、公園で遊ぶ子供達のたくさんの笑顔と笑い声に出会えるのを心から希望いたします。

大阪市会議員 床田正勝

はらっぱ公園復活への議会での取り組み・経過

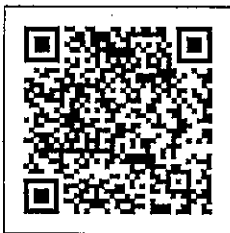
初当選以降	はらっぱ公園の復活に向け、関係部署に集まってもらい「勉強会」を定期的開催
H16.8	はらっぱ公園第1号として菅原の下新庄南公園を供用開始
H23.4	瑞光寺公園屋外プール跡地をはらっぱ公園として供用開始
25.6.27	大阪市内でキャッチボールのできる公園がないことを議会質疑で確認し、子供達のために何が出来るかを行政に呼びかける。
H25.9.19	他の多くの政令指定都市の公園で球技禁止していないことを議会質疑で確認し、大阪市の公園での球技実施の検討を申し入れる。
H26.5.21	東淀川区をモデル区として可能な箇所から一斉に球技実施の確約を議会質疑で確認
H26.9.1	東淀川区において、公園・市営住宅の敷地で現在の制度を見直し、さらに小学校(区内3校)の放課後校庭において、子供達がキャッチボールや球技などで遊べる場所を拡充
H30.12.13	大阪市内公園のボール遊び一律禁止解除と今後はボール遊びができることを前提としたルールづくりを策定していくことを議会質疑で確認



はらっぱ公園第1号の下新庄南公園



瑞光寺公園屋外プール跡地の瑞光寺公園



http://www.tokoda.jp/pdf/sisei_19.pdf

「はらっぱ公園・子供の遊び場」のこれまでの取り組みについては市政報告新聞19号、左記QRコードまたはHP(下記URL)を御覧下さい。



議会発言、政策実現などはHPをご覧ください

www.tokoda.jp

とこだ正勝

検索

平成30年12月13日の大阪市会環境対策特別委員会で「大阪市の公園のありかた・はらっぱ公園の復活」について50分間の質疑を行いました。

ボール遊びについてのルールづくりが可能な「ガイドライン」を作成 公園利用に関する情報を盛り込んだ子供達も手軽に読める小冊子を作成し配布

床田 「ボール遊びのできる公園・はらっぱ公園」の現状や拡大の状況について調査結果は？

大阪市 市内988公園のボール遊びについて実態調査を行った結果、約6割の597公園でボール遊びの実態があり、うち約9割の531公園は苦情がない。

床田 今回の調査結果で、ほとんどの公園で苦情なくボール遊びが実施できている。これらの実態を踏まえても「一律ボール遊び禁止」をやめるべき。

大阪市 これまで、公園でのボール遊びについては危険だという苦情が多く寄せられていたこともあり一律禁止にしていた。

しかし、東淀川区13公園での試行実施や今般の実態調査で、利用者間で相互理解しながら、多くの公園で安全にボール遊びが行っている実態を把握することができた結果を踏まえ、明らかに危険と思われるボール遊びは禁止としながらも、今後は一律禁止としない。

公園ではボール遊びができることを前提に、現在ボール遊びに対して苦情のある公園を対象として、公園ごとに苦情の原因を明らかにし、地域や愛護会と話し合いながら区の協力のもと地域にボール遊びに関してのルールづくりを促していく。

床田 区役所の今後の所見を伺いたい。

大阪市 ボール遊びのできる公園の取組みについては、子供達の心身の成長にとっては非常に有意義なものとして認識している。利用者間の譲り合いの精神のもと自由使用であるという原点に立ち返り、公園利用者に危険を及ぼすものを除いて、ボール遊びが可能であることを積極的にPRし、利用者どうしで節度を持って譲り合いながら地域コミュニティ

の醸成の場である公園を円滑に使えるようにしていく必要がある。

現在、ボール遊びに対して苦情がある公園については、本取組みが円滑に進むよう建設局をサポートしていく。

床田 ボール遊びについてのルールづくりが可能なことを記載する「ガイドライン」を作成してはどうか。（下段参照：「子どもたちが楽しくボール遊びができる公園に」）

また、すでにルールがある公園の紹介や、公園以外でも市営住宅内のボール遊びができる児童遊園の情報も掲載すれば、どこに行けばボール遊びができるのかわかるものになり、より多くの子どもたちがボール遊びができるようになる。

加えて、遊具の正しい使い方なども記載すれば、子供たちが必要な情報の入った公園利用のガイドブックになる。

この「ガイドブック」を作成し市営住宅にお住まいの方々、学校の児童、保護者の方々にもお知らせするなどしてはどうか？

大阪市 ルールや制度案内などを記載したガイドラインを作成していく。

今後は、委員ご指摘のとおり、ボール遊びのルールづくりのガイドラインに加え、遊具の正しい使い方や、市営住宅の児童遊園も記載するなど公園利用に関する様々な情報を盛り込んで、子供達も手軽に読める小冊子としてまとめる。

なお、周知については、局のホームページへの掲載によるほか、市営住宅については都市整備局を通じて入居者に向けた広報誌により、小学校については、教育委員会事務局を通じて、学校での小冊子の配布などにより、連携して取り組んでいく。

床田から大阪市へ要望

- 我々のころは、公園の中で、子供達が独自にルールを決め、悪いことをすれば近所の怖いおじさんに叱られながら、真っ暗になるまで遊んでいました。
- 最近は大人たちが「子供の声がうるさい・ボールの音がうるさい」などと苦情を行政に伝え、行政が実態調査もせず、目先の苦情を処理するために、利用者の事も考えず、簡単に何でも禁止にしてきた。
- 「最近の子供達はゲームばかり」と言われるが、子供達をゲームの前に追いやったのは我々大人ではないでしょうか？
- このような愚行を将来2度と起こさないように公園事務所を中心とした行政に徹底していただきたい。
- 平成11年の初当選以降、サザエさんやドラえもんに出てくるような、子供達が放課後や休日に自由に遊べる「キャッチボールのできる公園・はらっぱ公園」の復活について継続して取り組んできました。
- こども青少年局・建設局・都市整備局・教育委員会・政策企画室と定期的な勉強会を長期間お世話になり、平成25年の教育こども委員会以降、質疑させ

ていただき、平成26年9月から東淀川区13公園、市営住宅のプレイロット、東淀川区3小学校の放課後事業で試行実施に協力をさせていただける事となりました。その後に、テレビなどのメディアでも多く取り上げられ、今ではとても喜んでいただいております。公園に子供達の笑顔と笑い声が戻りつつあります。

- 公園の利用者は時間帯によって違うと思う
- 朝はウォーキング、午前はベビーカーのお母さん方、放課後は子供達。
- この放課後の時間や休日に、公園で子供達を思いっきり遊ばせてあげようではありませんか。
- 他の利用者に迷惑をかけない様に、家庭・学校・地域で教えてあげながら「キャッチボールのできる公園・はらっぱ公園」をどんどんPRしていただきたい。
- ガイドブックを活用して「キャッチボールのできる公園・はらっぱ公園」のPRを宜しくお願い申し上げます。

大阪市内の公園で、ボール遊びについてルール作りが可能なことを記載した「ガイドライン」



ボール遊びのできる場所や、遊具の遊び方が書いてある「ガイドブック」は年内完成予定です。完成したら学校で皆さんに配りますね！



祝日には国旗を掲揚しましょう

市政のご相談は

とこだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail: tokoda@sea.plala.or.jp



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 126,962 円 支出年月日 平成 31 年 2 月 27 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 市政報告新聞第47号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 _____

領収書等添付欄

AD No. 1902-0009

領 収 書

自由民主党大阪市議員団 とこだ正勝 殿

平成 31 年 2 月 27 日

金額	¥126,962
----	----------

うち消費税額 ¥9,405

但し 2/27付 新聞折込料

発 行 者

上記金額正に領収いたしました



FUJISANKAI COMMUNICATIONS GROUP

株式
会社産経
アドス

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号（難波サンケイビル）

TEL 06 (6636) 2312 (経理直通)

FAX 06 (6636) 2313 (管理専用)

※この証書に収められた金額及び金額訂正は無効です

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 9, 8 2 8 円
	支出年月日 平成 3 1 年 2 月 2 8 日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 ホームページネット配信料及び更新手数料1月分（振込手数料含む）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細		三菱UFJ銀行
ご来店いただきありがとうございます。 このご利用明細は必ずお持ち帰りください。		
年月日	取扱店番	お取引内容
31.02.28	0028	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
4276		0028
時 刻	税込手数料	お取引金額
13.53	¥108*	¥9,720*
お振込み お振込み お振込み	残 高	

ご案内 振込先 お振込先は 三菱UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通 カ) カイキ"ロクケンキウツヨ様 ご依頼人は トコタ"マサカツ様		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 190,443 円 支出年月日 平成31年3月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容 市政報告新聞第48号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

AD No. 1903-0010

領 収 書			
とこだ正勝	殿 平成31年3月25日		
<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>¥190,443</td> </tr> </table> うち消費税額 ¥14,107	金額	¥190,443	但し 3/16付新聞折込料として 
金額	¥190,443		
上記金額正に領収いたしました  株式会社 産経アドス 〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号（難波サンケイビル） TEL 06 (6636) 2312 (経理直通) FAX 06 (6636) 2313 (管理専用)			

※この証書に取扱印のないもの及び金額訂正は無効です

淀川北岸線(淀川通～菅原城北大橋区間)の対面通行化を7月に実現!

淀川北岸線は、未開通による淀川通の慢性的な交通渋滞が長年問題になっております。

また、長年の懸案であります、菅原(特に菅東町会)の安全対策について、東淡路1丁目の交差点から東に向かう車が、対面通行区間(コーナン南側)に向かうため生活道路を抜け道として使用していることから、現状を把握するために交通量調査を行った結果、昼間12時間で約4,600台の車が住宅地の道路を通行していることが判明しました。

これらの問題を解決するため、地元の皆様とお話を重ねながら、議会で問題の指摘や質疑・要望を行ってきた結果、暫定的ではありますが、7月から淀川北岸線(淀川通～菅原城北大橋区間)の全区間対面通行化を実現できる予定ですので、ご報告申し上げるために市政報告新聞を発刊いたしました。

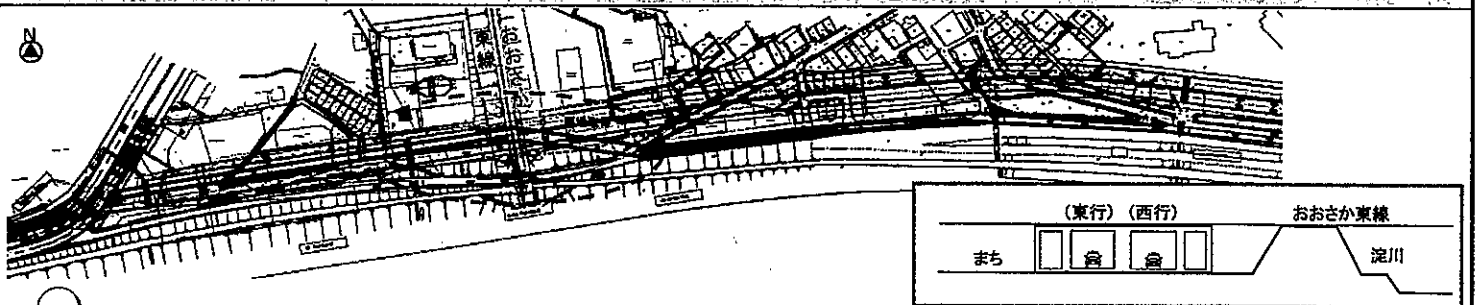
大阪市会議員 床田正勝

淀川北岸線(菅原)施工ステップ図

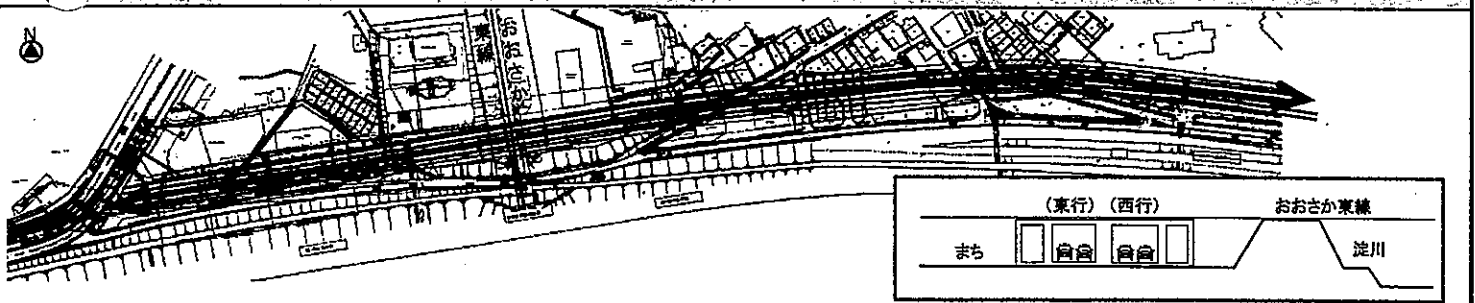
〈仮道路整備完了〉平成31年度(7月末予定) 仮道路対面通行化



〈仮道路整備改良〉用地取得後 急カーブ・急勾配を解消し、高さ制限を解除



《完成形》都市計画道路完成



対面通行化
にむけ
大阪市会で
取り上げて
きました!

平成24年3月12日

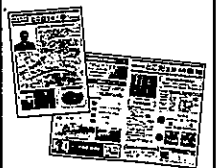
(床田) 淀川通りが一部区間で一方通行のため、摂津方面へ向かう車が東淡路1丁目交差点から菅東町会を抜け道に利用している。いつ事故が発生してもおかしくない。また、交通渋滞もひどい状況にある。一日も早く淀川北岸線対面通行の整備を完成させるべき!

(大阪市) 一方通行区間を迂回する車が生活道路に流入している状況が見受けられる。平成30年をめざして対面通行化を図っている。(床田から大阪市への要望) まず現状を大阪市として把握するために交通量調査を直ちに行い、安全対策を速やかに講じてほしい。

平成28年3月11日

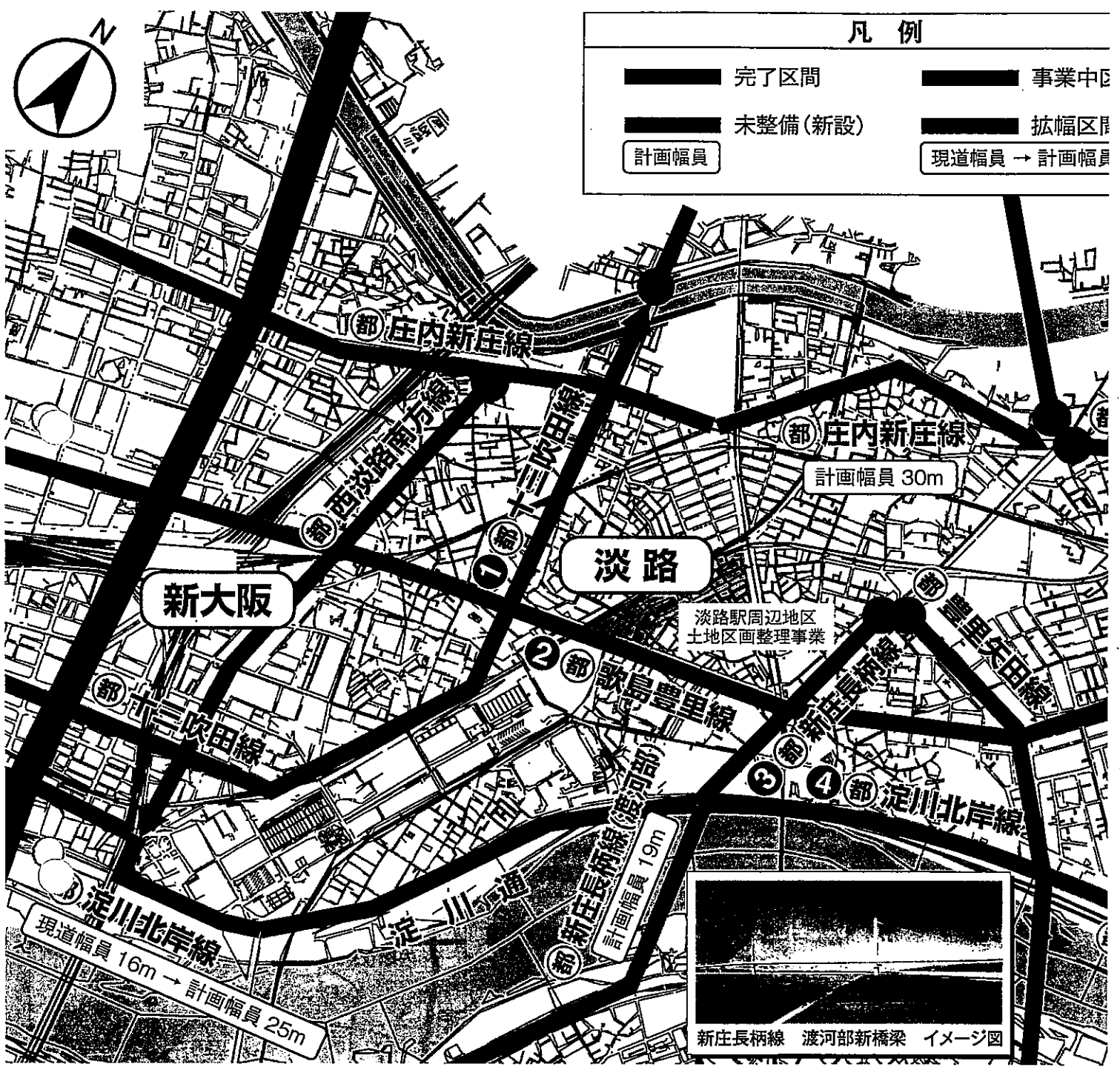
(床田) 平成24年の建設港湾委員会で、淀川北岸線で現在西行一方通行となっている区間の対面通行化を図ると議会で確認したが、今後の取組みと検討内容を伺う。

(大阪市) 交通量調査では、東行き車両のほとんどが地区内道路を通過し、淀川北岸線の既設道路内に流入し、地区内道路を通過する東行き車両を別ルートに転換できれば周辺道路の渋滞緩和や地区内通過交通の抑制など、交通環境の改善に効果があることが確認できた。暫定的ではあるが東行き車両のみの通行ルートを優先的に整備し、平成30年度の暫定的な対面通行化の実現に向けて最大限取組む。



淀川北岸線対面通行化のこれまでの経過については、11号・29号を御覧下さい。

東淀川区内の主な都市計画道路



街路事業 事業概要・進捗状況 (H30.12現在)

① 都市計画道路 十三吹田線

◎ 概要

起点 東淀川区淡路2

終点 東淀川区西淡路5

幅員(車線数)・延長 25m(4車線)・780m

◎ **事業進捗** 用地取得率69%

備考: 買取申し出のあった土地に対応するなど限定的に事業を実施。

② 都市計画道路 歌島豊里線

◎ 概要

起点 東淀川区西淡路2

終点 東淀川区菅原6

幅員(車線数)・延長 30m(4車線)・1,470m

◎ **事業進捗** 用地取得率99%

備考: 阪急京都線・千里線との交差点を除き完成。平成39年度開通予定。

③ 都市計画道路

◎ 概要

起点 東淀川区

終点 東淀川区

幅員・延長 23m

◎ **事業進捗** 用地取得率100%

備考: 買取申し出により沿道建物との接合部を完成予定。

計画道路・橋梁事業



安威川の架橋

河川管理者と協議を行い架橋ルート of 最適案を選定し、その案について、架橋の実現性に関する関係先との調整を行っています。

都市計画道路 相川北江口線は廃止になりました

大阪市の都市計画道路について、未着手路線の約79%が都市計画決定後50年以上経過しており、残事業費が約9,800億円にのぼり、現在の予算規模では完成までに70年以上を要し、建築制限がさらに長期化することとなります。大阪市が、都市計画道路の未着手路線の必要性を検証し、平成25年4月19日に計画廃止などの見直しの区域廃止の告示が行われ、相川北江口線は見直しの対象となり廃止されました。

井高野大道線の未完成区間について

詳細はP4を御覧下さい。

淀川北岸線の終点部分について

詳細はP4を御覧下さい。

新庄長柄線(菅原)

菅原3
東淡路1
・540m
率51%
たところから、
めの仮舗装を実施。

④ 都市計画道路 淀川北岸線(菅原)

◎ 概要

起 点 東淀川区東淡路1
終 点 東淀川区菅原2
幅員(車線数)・延長 22m(4車線)・1,190m

◎ **事業進捗** 用地取得率65%

備考: 鉄道交差部踏切廃止・西行道路切替え(H30.9)
現況西行一方通行区間の暫定的な対面通行化
に向けて事業実施中。

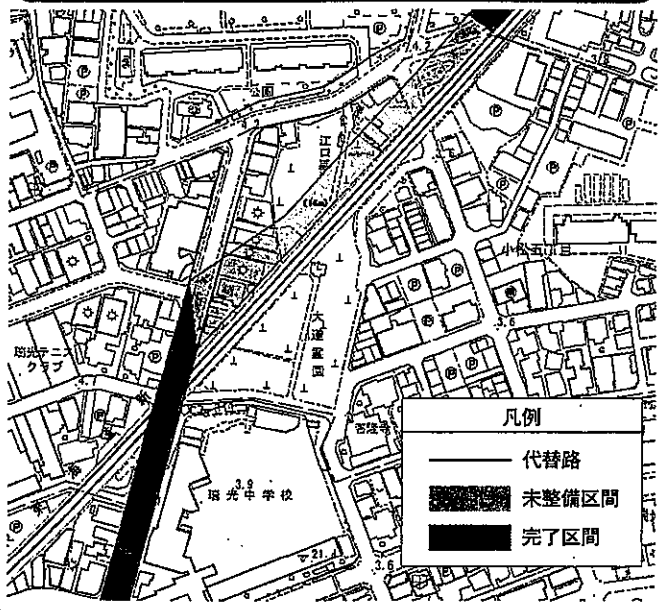
※ 都市計画道路 新庄長柄線(渡河部)

◎ 経過

H 7年度 国庫補助事業採択
H21年度 事業再評価において事業休止

備考: 広域ネットワークの形成、淀川を渡る交通の
混雑緩和など事業の必要性は高いが、事業
再開に向けては財源の確保が大きな課題。

井高野大道線(未整備区間代替路検討案)



井高野大道線の 未完成区間について

井高野大道線の未着手部分の予定地は「墓地」を横断する形で計画されております。

現計画では、調整が難航することは容易に予想され、立ち退かなければならない方々のご心中察して余りあるところがございます。

そこで、大阪市民の財産である市営住宅の敷地の一部を活用し、都市計画道路計画を一部変更することにより、工程が30年以上から5年以内に短縮され、事業費も約95%が軽減される見通しになりました。

平成30年2月に交通量調査を実施し、その後、速やかに警察と、道路線形・信号・自転車レーンなどの協議にも具体的に入りました。

平成31年度中に現地測量と詳細設計を行い、さらに事業計画を進めてまいります。

今後は、大阪市・警察と中心に協議を進め、一日も早い井高野大道線全線開通をめざしてまいります。

淀川北岸線の終点部分について

課題

現在の計画は神崎川が終点になっており、もし計画通りに事業が完了すれば、東淀ごみ焼却場前の2車線道路が淀川北岸線の接続道路となるため、大隅東連合を中心に交通渋滞や生活の安全等、深刻な影響が想定され、現計画のままでは課題が山積しています。

また淀川北岸線完成時期が未定ではあるものの、東淀川区内道路を抜け道として近畿道・中央環状線に向かう車両の誘導対策も急務の課題であります。

当面の課題解消にむけた提案

上記課題について、淀川北岸線終点部南側に淀川北岸線から西へ伸びる「大道線」があり、これを淀川北岸線から東へ、淀川堤防まで100mほど延伸し、淀川堤防の道路に淀川北岸線を擦り付ける構造が実現すると、生活環境や安全を確保し、近畿道・中央環状線を中心とした交通アクセスが飛躍的に向上することが見込まれます。(本紙内面地図A参照)

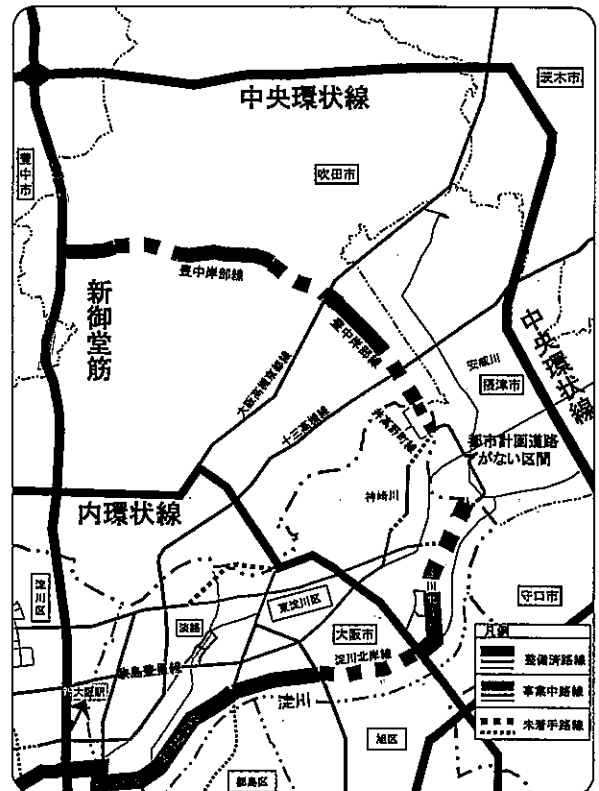
道路ネットワークへの提言

淀川北岸線は、終点部から摂津市内を経由して、井高野町線につなぐネットワーク構想が昭和40年代に存在していました。(本紙内面地図B参照)

このネットワークは、井高野町線から吹田市内の都市計画道路「豊中岸部線」を経由して新御堂筋までつながっており、もし摂津市内での道路が実現し、淀川北岸線とつながれば、新御堂筋から東側に半円を描く環状の道路ネットワークが形成されます。

将来の新大阪駅周辺の開発なども視野に入ると、時間がかかろうとも、先人の残した環状道路の構想を実現するべきである。

3月5日の大阪市会で上記事項を提案・提言いたしました

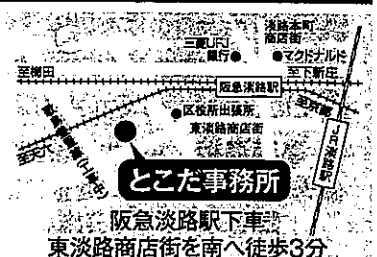


市政のご相談は

とこだ正勝 事務所

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路2-17-13
TEL 06-6322-1631 FAX 06-6322-1641
mail: tokoda@sea.plala.or.jp

祝日には国旗を
掲揚しましょう



整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
		126,962 円	
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 31 年 3 月 25 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第49号新聞折込代 読売新聞、産経新聞、毎日新聞、朝日新聞、大阪日日新聞、日本経済新聞			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

AD No. 1903-0011

領 収 書

とこだ正勝

殿

平成31年3月25日

金額

¥126,962

但し 3/22付新聞折込料として

うち消費税額 ¥9,405

発 行 者

上記金額正に領収いたしました



FUJISANKEI COMMUNICATIONS GROUP

株式会社 産経アドス

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号（難波サンケイビル）

TEL 06 (6636) 2312 (経理直通)

FAX 06 (6636) 2313 (管理専用)

※この証書に取扱印のないもの及び金額訂正は無効です

平成31年度予算市会 大阪市会議員 とこだ正勝の議会での質疑概要



3月5日に開会された大阪市会都市経済委員会にて90分間の質疑を行いました

1.大阪市民の日について

(床 田)阪プロチームと大阪市はどのような協力関係にあるか?
(大阪市)平成30年は延べ約2万人の小中学生・市民の招待を実施していただいた。
(床 田)大阪市民の日を制定して、その日に子供たちを招待していただいていたのか?

平成15年の磯村市長時代以来、「大阪市民の日」を提唱し、平成23年に「大阪市民の日検討会議」が2度開催されたが、橋下市長時代に撤回になった。

教育・文化・環境・スポーツなどを通じて、改めて大阪を見つめなおしていただき、大阪に愛着と誇りを持っていただける「大阪市民の日」を実現していきたい。



2.おおさか東線について

(床 田)JR淡路駅と阪急淡路駅間は約350m離れており、雨が降れば傘をささなければならず、またお互いの駅位置が見通せないなど、乗換対策について3月16日の開業までに手を打つべき。

(大阪市)乗換利便性の向上に向け乗換案内について鉄道事業者と協議し、開業日までに各駅構内に乗換駅への方向がわかる案内表示を設置していただけることになった。

(床 田)大阪から大阪市へ要望)JR淡路駅・阪急淡路駅間を迷わず乗換できる案内表示を示すなど取組んでほしい。



市政報告新聞44号
おおさか東線(城東線)版を
併せて御覧下さい。

3.都市計画道路について

(床 田)淀川北岸線計画は神崎川が終点で、計画通りに完了すれば、東淀ごみ焼却場前の2車線道路が淀川北岸線の接続道路となり深刻な影響が想定される。

また、東淀川区内道路を抜け道として近畿道・中央環状線に向かう車両の誘導対策も急務の課題である。

そこで提案だが、これらの課題に対し、「大道線」を淀川北岸線から淀川堤防まで100mほど延伸し、淀川堤防上の道路に淀川北岸線を接合させると、生活環境や安全を確保しながら、近畿道・中央環状線を中心とした交通アクセスが飛躍的に向上するのではないか?

(大阪市)中央環状線方面へのネットワーク形成という観点で、現計画の機能の一部を担う、効果の高い計画である。構造的には接続可能であるが、河川管理者や交通管理者など関係機関との協議・調整が必要。

(床 田)さらに提案だが、昭和40年代に淀川北岸線は、終点部から摂津市内を経由して、井高野町線につなぐネットワーク構想が存在しており、井高野町線は吹田市内の都市計画道路「豊中岸部線」を経由して新御堂筋までつながっており新御堂筋から東側に半円を描く環状の道路ネットワークが形成される。環状道路の構想を実現すべき。

(大阪市)大阪府や河川管理者などにも協力を求めながら、委員ご提案の淀川堤防上の道路への接続をふくめ、淀川北岸線北端部の都市計画道路のあり方について検討を進めてまいります。



市政報告新聞48号都市計画道路・新御堂筋(第2号)版を併せて御覧下さい。

4.北陸新幹線について

(床 田)北陸新幹線は2022年度末開業をめざして金沢・敦賀間の建設が進められている一方、敦賀・大阪間は平成29年3月にルートが決定されたが着工に必要な財源は決まっておらず、敦賀・大阪間の着工時期は未定であり早期開業に向けた今後の取組みは?

(田中 副市長)北陸新幹線は関西と北陸の結びつきを強め、大阪・関西の経済の活性化に資することから、早期に全線開業が必要であると考えており、来年度に、大阪府、関西の経済界とともに協議会を立ち上げ、早期全線開業に向けて、国や与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームに対して、これまで以上に強く働きかけるとともに、一日も早い全線開業に向け大阪府として求められる役割を十分果たしてまいります。

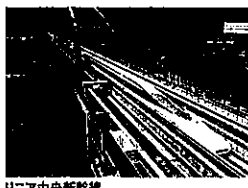


北陸新幹線

5.リニア中央新幹線

(床 田)名古屋・大阪間の開業は2037年であり、東京・名古屋間の開業予定の2027年よりもまだ10年も先であり、早期全線開業に向けて今後の取組みは?

(田中 副市長)大阪・関西の地盤沈下につながるのではないかと危機感を持っており、大阪府としても早期に全線開業が必要であり、最大8年前倒しを確実なものとするべく、名古屋開業時期に一日でも近づけるよう、東京・大阪間の全線開業に向けて取組んでまいります。



リニア中央新幹線

6.WBCの誘致について

(床 田)今月の9日、10日に侍ジャパンの「日本vsメキシコ」が京セラドーム大阪で開催され、10日の試合には、市内の小中学生も招待していただいております。この取組みは継続してほしい。
WBC大阪誘致について過去2度市会で取上げたが、強化試合等の開催にとどまっている。次回2021年誘致に向けての取組みは?

(鍋田 副市長)小中学生の招待は、前回のWBCの強化試合の際、床田委員から御提案いただき実現したものを今回も引き続き実施できることとなった。今後もこのような取り組みを進めていく。

大会開催の調整は始まっているが、大阪の知名度を向上させながら主催団体や開催場所の候補となる京セラドーム大阪と緊密に情報を共有し、WBCの大阪誘致に積極的に取り組んでまいります。

7.IR(カジノ)について

(床 田)

- 1.カジノ施設の入場は外国人観光客のみにするべき
 - 2.シンガポールなどは国で治安防犯対策されているが、大阪で同じようなことができるのか
 - 3.ギャンブル依存症対策は、大阪市だけでなく、国が推進すべき
 - 4.カジノについてのギャンブル依存症が議論されているが、今回を機に既存ギャンブルを含めての体制、包括的な依存症対策が必要
 - 5.IRは民営企業なので、将来不採算だった場合の撤退のリスクについて並行して検討できているか
 - 6.IR事業者が知事・市長を表敬訪問しているが、その内容が公表されておらず、透明性に懸念がある。公正性・公平性・透明性の確保ができているのか
 - 7.IRが誘致された場合、雇用創出と地元企業の活用について検討されているか
- 上記7項目について検討するべき。さらにオーバーツーリズムについての検証も要望。

8.難波宮について

(床 田)難波宮の歴史公園としての整備とまちづくりのあり方を総合的に検討する全庁的なプロジェクトチームを立ち上げるべき

(鍋田 副市長)具体的な整備計画の策定に向けて、関係する各局横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、副市長として、しっかりとマネージメントしてまいります。

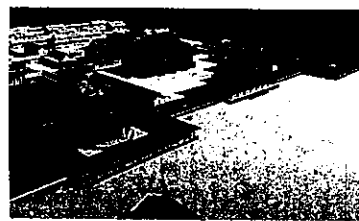
(床 田)難波宮跡の整備を行っていくためには、検討を進めるうえにおいて、マイルストーンを設定するなど工程管理をしっかりと行う「アクションプラン」を定めるべき。

(大阪市)難波宮跡の整備を推進していくためには、一定の計画、目標を定めたアクションプランを示していく必要がある。

アクションプランの策定には、経済戦略局がプロジェクトチームのプラットフォームの役割を担ってまいります。

(床 田)難波宮の重要性を考えると「国の史跡」という現状に甘んじてはいけいない。史跡より重要性の高い特別史跡に指定されるべきであり、さらには世界遺産をめざすべき。

(大阪市)大阪の貴重な歴史遺産である難波宮跡の保存活用については、特別史跡の指定や世界遺産登録も視野に入れたうえで、プロジェクトチームで今後の難波宮跡の整備のあり方を議論してまいります。



難波宮イメージ

9.国旗掲揚・天皇陛下御在位30年時の対応・御譲位時の対応

(床 田)初当選時から議会で機会があるたび国旗掲揚について質疑を行い、22年4月に学校園を含め市施設で国旗掲揚実現後も、雨の日や夜間に国旗を掲揚するなどのマナーの認識不足、また盗難防止の対応について指摘してきたが今後の取組みは?

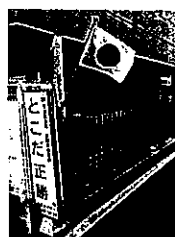
2月24日の天皇陛下御在位30年記念式典当日の祝意奉表について大阪府はどのように対応したか?

また、天皇陛下が御譲位され皇太子殿下が御即位されますが、どのように取組むのか?

(大阪市)国旗の基本的な取り扱いについて国が定めた「国旗掲揚の基本原則」の趣旨・目的に則り引き続き適切に国旗等の掲揚を行います。

2月24日に挙行されました天皇陛下御在位30年記念式典当日における祝意奉表の取組みには、市役所本庁舎に午前6時30分から概ね午後5時30分まで国旗を掲揚しました。

皇太子殿下が御即位されます5月1日当日の祝意奉表は今後示される閣議決定の内容に従いまして、適切に取組んでまいります。



「大阪市会議員 とこだ正勝 市政報告新聞」は、今回をもちまして最終号とさせていただきます。
長らくご愛読賜り誠にありがとうございました。皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

大阪市会議員 床田正勝



整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		363,744 円	
		支出年月日	平成 31 年 3 月 29 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
市政報告新聞第48号印刷代			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

様コードNo. XXXXXXXXXX

領 収 証

No. 522

31 年 3 月 29 日

 自由民主党・市民クラブ 大阪市会議員団
 大阪市会議員 床田正勝

様

 合計金額: ¥363,744
 但し、市政報告第48号

上記の通り正に領収致しました。

 OSAKA
 UNION 大阪ユニオン印刷

〒533-0013 大阪市東淀川区豊里4丁目1番22号

電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-3585

内 訳	金 額

■ 備考

 手形期日: 年 月 日 No.
 摘 要:

収入印紙



係

(注) 社印及び係印がない場合は無効です。

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 341,010 円 支出年月日 平成 31 年 3 月 29 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
支 出 内 容 市政報告新聞第49号印刷代	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お客様コードNo. XXXXXXXXXX
 自由民主党・市民クラブ 大阪市議員団
 大阪市議員 床田正勝

様

領 収 証

No. 523

31 年 3 月 29 日

¥341,010

 合計金額：
 但し、市政報告第49号

上記の通り正に領収致しました。

 OSAKA
UNION 大阪ユニオン印刷株式会社
 PRINTING CO., LTD.
 〒533-0013 大阪市東淀川区豊里4丁目9番22号
 電話 06-6327-4656 FAX 06-6327-3585

内 訳	金 額

■ 備考

 手形期日： 年 月 日 No.
 摘 要：


(注) 社印及び係印がない場合は無効です。

領収書等添付一覧

(平成30年度)

費 目 名	事務費			
年 月 日	支出内容	支 出	備 考	整理番号
H30.4.3	通信費(FAX代) 3月分	1,371 円	按分率 50 %	
H30.4.3	通信費(電話代) 3月分	3,282 円	按分率 50 %	
H30.4.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.4.26	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(3月分)	7,524 円	按分率 50 %	
H30.4.26	通信費(携帯電話代)	869 円	按分率 50 %	
H30.4.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.5.10	通信費(FAX代) 4月分	1,753 円	按分率 50 %	
H30.5.10	通信費(電話代) 4月分	4,180 円	按分率 50 %	
H30.5.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.5.28	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(4月分)	10,727 円	按分率 50 %	
H30.5.28	通信費(携帯電話代)	1,185 円	按分率 50 %	
H30.5.28	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.6.11	通信費(FAX代) 5月分	1,104 円	按分率 50 %	
H30.6.11	通信費(電話代) 5月分	3,968 円	按分率 50 %	
H30.6.11	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.6.11	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(5月分)	8,661 円	按分率 50 %	
H30.6.13	事務用品代(クリアファイル)	529 円	按分率 50 %	
H30.6.27	通信費(携帯電話代)	1,289 円	按分率 50 %	
H30.6.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.7.3	通信費(FAX代) 6月分	1,477 円	按分率 50 %	
H30.7.3	通信費(電話代) 6月分	3,450 円	按分率 50 %	
H30.7.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.7.11	事務用品代(プリンタインク)	745 円	按分率 50 %	
H30.7.25	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(6月分)	7,106 円	按分率 50 %	
H30.7.25	通信費(携帯電話代)	1,011 円	按分率 50 %	
H30.7.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.8.7	事務用品代	484 円		
H30.8.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.8.11	通信費(FAX代) 7月分	1,407 円	按分率 50 %	
H30.8.11	通信費(電話代) 7月分	4,380 円	按分率 50 %	
H30.8.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	

H30.8.28	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(7月分)	11,802 円	按分率 50 %	
H30.8.28	通信費(携帯電話代)	1,615 円	按分率 50 %	
H30.9.10	通信費(FAX代) 8月分	1,524 円	按分率 50 %	
H30.9.10	通信費(電話代) 8月分	4,078 円	按分率 50 %	
H30.9.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.9.10	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(8月分)	8,791 円	按分率 50 %	
H30.9.27	通信費(携帯電話代)	1,149 円	按分率 50 %	
H30.9.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.10.10	通信費(FAX代) 9月分	1,113 円	按分率 50 %	
H30.10.10	通信費(電話代) 9月分	5,506 円	按分率 50 %	
H30.10.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.10.10	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(9月分)	9,248 円	按分率 50 %	
H30.10.29	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.10.31	通信費(携帯電話代)	915 円	按分率 50 %	
H30.11.8	通信費(FAX代) 10月分	1,591 円	按分率 50 %	
H30.11.8	通信費(電話代) 10月分	3,234 円	按分率 50 %	
H30.11.8	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(10月分)	7,602 円	按分率 50 %	
H30.11.12	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.11.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H30.11.28	通信費(携帯電話代)	908 円	按分率 50 %	
H30.12.5	事務用品代	315 円	按分率 50 %	
H30.12.10	通信費(FAX代) 11月分	1,738 円	按分率 50 %	
H30.12.10	通信費(電話代) 11月分	2,862 円	按分率 50 %	
H30.12.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H30.12.10	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(11月分)	7,523 円	按分率 50 %	
H30.12.26	通信費(携帯電話代)	939 円	按分率 50 %	
H30.12.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H31.1.10	通信費(FAX代) 12月分	1,297 円	按分率 50 %	
H31.1.10	通信費(電話代) 12月分	8,711 円	按分率 50 %	
H31.1.10	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H31.1.15	事務機器代	5,389 円	按分率 50 %	
H31.1.28	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(12月分)	11,615 円	按分率 50 %	
H31.1.28	通信費(携帯電話代)	773 円	按分率 50 %	
H31.1.28	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H31.2.9	通信費(FAX代) 1月分	1,104 円	按分率 50 %	

H31.2.9	通信費(電話代) 1月分	3,837 円	按分率 50 %	
H31.2.9	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(1月分)	8,253 円	按分率 50 %	
H31.2.12	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H31.2.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
H31.2.28	通信費(携帯電話代)	805 円	按分率 50 %	
H31.3.6	通信費(FAX代) 2月分	1,671 円	按分率 50 %	
H31.3.6	通信費(電話代) 2月分	4,453 円	按分率 50 %	
H31.3.6	アルファメールサービス料・たよれーる料金・パフォーマンスチャージ料(2月分)	9,316 円	按分率 50 %	
H31.3.11	インターネット接続経費	1,944 円	按分率 50 %	
H31.3.27	通信費(携帯電話代)	949 円	按分率 50 %	
H31.3.27	カラー複合機・パソコンリース代	27,756 円	按分率 50 %	
合 計		553,528 円		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1, 371 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 平成 30 年 4 月 3 日
支出内容 通信費（FAX代）	
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 2, 741 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
床田 正勝 様

1681

お客様番号

2018年 3月ご請求分

金額(円)
¥2,741-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日 附印

18.4.3

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入 3, 282 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 4 月 3 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
通信費（電話代）			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 6, 564 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合、領収書をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

西日本ご利用分

ご請求先氏名
床田 正勝 様
1631

お客様番号

2018年 3月ご請求分

金額(円)
¥6,564-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日・期印
18.4.-3

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		1,944 円	
		支出年月日	平成 30 年 4 月 10 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
インターネット接続経費			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 3,888 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

総合口座通帳	
店番	口座番号
002	床田 正勝 様
普通預金	定期預金
5 D30-4-10	電話料金
5,187	
北おおさか信用金庫	

NTT西日本トップ > ハローインフォメーション > CLUB NTT-West > WebBilling
(NTTファイナンス株式会社提供)

NTT西日本

▼ 請求書関連照会

▶ 支払証明書申込受付

▶ 各種設定

ログアウト

3月

ご利用料金のお知らせ

ご利用料金内訳

ご利用料金内訳(詳細版)

ご利用料金内訳

平成30年 3月分(振替日 4月10日)

料金お問合せ先

0120-747488 (無料)

お客さま番号

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
【料金回収代行サービスご利用分】			
NTTぶららご請求分	3,888	非対象等	NTTぶららサービスご利用料。
(小計)	3,888		
(合計)	5,187		

内訳の詳細をご覧になる場合は、“ご利用料金内訳(詳細版)”ボタンを押下してください。

※フレッツ光の自動延伸型割引サービス(光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割)について上記割引サービスは割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくは<http://flets-w.com/wari/>をご覧ください。

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関による番号単価の変更にあわせて見直します。
■ユニバーサルサービス制度について詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
			7,524 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出年月日	平成 30 年 4 月 26 日
		使用者	※領収書で明白な場合は記入不要
支出内容			
アルファメールサービス料金、たよれーる料金、パフォーマンスチャージ料金			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 15,047 円 按分率 50 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

振込金票兼受領証	
ご依頼人 自由民主党大阪府会議員団	
大阪府会議員（床田 正勝）様	
ご請求番号 010053767358	
受領金額	15,047 円
(内消費税)	1,114 円
手数料	円
受取人 (株)大塚商会	
受領印	
(CVS取扱・銀行 → お客様)	

請求書

2018年 3月30日発行

ページ

1 /

3

〒533-0023

大阪府大阪市東淀川区東淡路
2-17-13

自由民主党大阪市議員団
大阪市議員(床田 正勝) 御中



010053767358

1102 0001-0004 0001-0003 01 097184 060705#1 000400



株式
会社

大塚商会

お客様コード

請求 No.

010053767358

〒553-0003

大阪市福島区福島6-14-1
大塚梅田ビル9F

お問合せ先: 大阪北業務課

Tel 06-6456-2664

Fax 06-6456-2774

[SC : 293653]

2018年 3月末日締

2018年 4月末日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。

銀行名: 三菱UFJ銀行(0005)

店舗名: 東京為替集中(102)

口座: 普通預金No. [REDACTED]

名義人: 株式会社大塚商会

* 国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高

15047

(内消費税等: 1,114)

日付	伝票番号	品名	規格	数量	単価	金額
3/2	NE05079681 0000239940	大阪市議員(床田 正勝) 000000000000239940 2018年 3月分 アルファメール(インターネット お任せパック) サービス月額料金 ■課税対象合計 2,800円 消費税等 8%				2800 224
3/7	FS52501885	大阪市議員(床田 正勝) 契約書No. [REDACTED] たよれーる(保守契約)料金 有線BroadBandルータ BroadStation イン 2018年 3月分 お問合せNo(1003218811) ■2018/ 3 3,200円 消費税等 8%				3200 256
3/7	FS52501883	大阪市議員(床田 正勝) 契約書No. [REDACTED] たよれーる(保守契約)料金 セキュリティワンコイン基本サービス 2018年 3月分 お問合せNo(1003215020) ■2018/ 3 1,500円 消費税等 8%				1500 120
3/7	FS52502062	大阪市議員(床田 正勝) 契約書No. [REDACTED] たよれーる(保守契約)料金 PRIMERGY TX1310 M1(QuickStartBOX用) 2018年 3月分 お問合せNo(1004211977) ■2018/ 3 1,320円 消費税等 8%				1320 105

請求書

2018年 3月30日発行

ページ

2 /

3



株式会社

大塚商会

お客様コード

請求 No.

[Redacted]

010053767358

0002-0004 0002-0003 01 1102 097185 060705 1 000400

日付	伝票番号	品名	規格	数量	単価	金額
3/7	FS52502064	大阪市議員 (床田 正勝)				
		契約書No: [Redacted]				
		たよれーる (保守契約) 料金				
		ESPRIMO D552/KX/Ci3 4160/4GB/500GB				
		2018年 3月分				1500
		お問合せNo (1004220703)				
		■2018/ 3	1,500円 消費税等 8%			120
3/16	EA32745967	パフォーマンスチャージ (株式会社リコーの代行請求)				3613
		MPC3003SPかき				
		■課税対象合計	3,613円 消費税等 8%			289
税込合計						15047

C

請求書

2018年 3月30日発行

ページ

3 /

3



株式
会社

大塚商事

お客様コード

請求 No.

[Redacted]

010053767358

0003-0004 0003-0003 01 1102 097186 060705 1 000400

リコーサービス料金計算明細

◆ ご契約情報 【伝票番号: BA32745967 機種: [3C66]MPC3003SP

機番: [Redacted]

◆ トナー込み契約です。

MPC3003SP

今回検針内容

前回検針内容

ご使用カウント

機番: [Redacted]

3月10日

2月10日

モノカラー総出力

37,707 カウント

37,251 カウント

456 カウント

フルカラー総出力 ①

10,486 カウント

10,349 カウント

137 カウント

フルカラーコピー (①-②)

5,815 カウント

5,759 カウント

56 カウント

フルカラープリント ②

4,671 カウント

4,590 カウント

81 カウント

請求金額内訳

パフォーマンスチャージ

単価/金額

カウント/月/率

内訳金額

モノカラー総出力

456カウント

控除 2%の控除カウント

10カウント

請求カウント

446カウント

1 - 1000 /月

3.3円

446カウント

1,471円

フルカラーコピー

56カウント

控除 3%の控除カウント

2カウント

請求カウント

54カウント

1 - 1000 /月

18.0円

54カウント

972円

フルカラープリント

81カウント

控除 3%の控除カウント

3カウント

請求カウント

78カウント

1 - 1000 /月

15.0円

78カウント

1,170円

消費税等

3,613円

8%

289円

合計 (税込み)

3,902円

8